

午前十時 零分 開会

○議長（首藤 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第四号により行います。

日程第一により、七日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十番（田中祐二君） 質問順序に従って行ってみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、環境問題ということで、ISO-四〇〇-の認証取得ということで挙げております。このことは数年前、十七番議員がこの議会で取り上げて、その後、変化があったのかなかということも含めてですけれども、言わば消費社会の中で大量に物が消費をされてきた時代が続いて、そして現在ではそのツケが回ってきたということで、そのことが環境問題として大きくクローズアップされてきているわけでありまして。その結果、地球全体が汚染にいわば侵されてきているような状況、その歯どめを何とかしていこうというのが、今の社会、いわば社会的な動きの中での環境の問題として取り上げられているものというふうに考えておるわけでありまして。

そこで、この認証についてはそれぞれ各自治体で、これは新潟県が最初ですか、新潟のちょっと町は忘れましてけれども、最初にされたということで、二番目に大分県の日田市がこの認証を取ったということもありまして、各自治体ではこの問題については非常に関心を持って、それぞれ内部協議をしながら認証取得について行っているというのが現状であるというふうに考えております。そこで、このことにつきまして、今までの経過を含めて考え方をお聞きしたいと思います。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、現在の社会におきましては、環境問題というのは重要な施策として取り組んでいかねばならない課題となっております。ISOの一四〇〇-の認証につきましても、平成十年に日田市、大分県が取得しております。その後、十二年度には佐伯市、野津原町それから挾間町、庄内町、湯布院町が取得をし、十三年度に国東町、三重町、蒲江町の三町が取得している状況でございます。平成十年当時、別府市におきましても検討を重ねましたが、直接経費の登録審査料等が多額にかかるとともに、専門の職員を配置する必要があるということでございましたので、我々も、いろいろな長所を持っているものでございますが、それと同時に国の進めます事業であります環境基本計画の策定を行わねばならないという事情もございまして、これを先行していこうということに結論としてなりました。これにより、平成十一年度に国の補助金を申請し、十二年、十三年の二カ年にわたって環境基本計画を策定してまいったところでございます。十四年二月十八日に環境基本計画の策定が完了いたしまして、今年度よりこの計画を動かし始めたとい

う状況でございます。この中には、ISOの一四〇〇一の規格と同様のシステムを取り入れまして、エコワーク活動という名称で取り組んでいるわけですが、進行管理を行うというシステムを織り込んだ計画書にしておりまして、今後、この内容の浸透を市自体に浸透させていくと同時に、市民、企業に対してもPRをして浸透を図っていきたいと考えているところでございます。

○十番（田中祐二君） 今の回答の中で若干教えていただきたいというより議論をしていきたいのですが、直接経費が四百万から七百万かかるということで、この差がどうして起こるかということと、それからまた、この取得については長所があると言われております。それは一年一年そういう見直しをしていって継続的にいわば環境問題について自治体で議論をしていく、そして継続性を持ってやっていくというような長所があると聞いておりますけれども、今お答えになった長所がそういうことかどうか。それからもう一個。補助金について、これは一回限りの補助金であるかどうか、まずその三点をお聞きしたいと思えます。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

登録審査料の四百万から七百万かかるという、かなり幅を持った金額になっておりますが、この差につきましては、市が行います事業のどこまでを対象として取得するかによって差が出てくるわけでございます。例えば一番少ない部分というのは、庁舎管理を含みます庁舎内のISOの取得であれば一番少ない金額になるわけですが、市が行います事業そのものに対してもISOの対象と考える場合には、金額的には増加してくるという形になります。

それから、ISOの長所につきましては、ISOというものは世界的な規格でございますので、取得することによって対外的にアピールすることが可能になりますので、市民に対しまして環境施策への理解と協力を得やすくなるのではないかとこのように考えております。

また、市役所に関係します業者に対しまして、認証取得の要請や参入資格の一条件とすることも可能になりますので、業者間への浸透が図られるのではないかとこのように考えております。

また、ISOの認定には専門の認定機関が認証することから、第三者の目で評価ができるという点も長所の一つだと思いますが、短所といたしまして、先ほども申しましたように多くの初期投資がかかる上に、三年ごとに審査料がまた必要になってくるという点もでございます。また、業者等に浸透させるために、別府市の業者に取得させるということに対しまして、かなりの負担がかかるという面もございまして、その辺も考慮しなければならぬのではないかとこのように考えております。

それから……すみません。（「補助金」と呼ぶ者あり）環境基本計画の補助金につつま

しては、十一年度に当市は制定いたしましたして、十二年度、十三年度、二カ年で補助を受けたわけですが、ちょうど当市が補助を受けておる十二年度で環境基本計画に対します補助金の名称、制度的なものが変わりました、十三年度につきましては、新しく環境全般にわたっての施策形成ということで補助金を受けたようなわけですが。

○十番（田中祐二君） とりあえず環境基本計画を策定したから、そのことを実行していきたいということによって環境問題を前進させていきたいということでありますので、それは了として受けとめたいと思いますし、また、今後その環境基本計画については、例えば一年一年見直しをしていくのだろうと思いますけれども、具体的にその基本計画をどのようになされていくのか、その点。今言うように一年一年見直して、このことについてはこうだ、こうだという結論を出していくのか。それとも三年置きに、いわばまとめて報告書みたいなのを出すのか。具体的にその基本計画の取り扱いについて若干お聞かせ願いたいと思います。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

環境基本計画の進行管理でございますが、まず予算作成の段階におきまして、グリーン購入法の徹底、それから環境への負荷の軽減を目的といたしました予算編成をしていただくとともに、新年度になりましてからは、その目標に沿った予算執行をしていただくというシステムを考えておりますが、その進行状況につきましては、紙の使用量から電気等の使用量につきましても、毎月うちの課の方に定期的に報告をしていただくようなシステムをとっております。それらを当該で集計をいたしまして、年間の使用量につきまして算出し、翌年度の削減目標を定めて削減計画を立てていくシステムでございます。これらの内容につきましては、環境保全審議会に審議をお願いし、了承を得た上で翌年度の事業として取り組むようなシステムを今考えているところでございます。

○十番（田中祐二君） わかりました。とりあえず環境基本計画の中で進めていくということで、それを見守りたいと思います。

次に教育問題ということで、健全者と障害者との交流についてということで挙げております。

この人間の社会においては交流が大事だということは言うまでもないわけでありまして。そういう中で社会が成り立っているわけで、いわば自分一人では生きていけないわけでありまして。その交流の場が、子供においては大変大事なことだろうと思いますし、その交流の場がなくなったときに、引きこもりや、また親の側からすれば、そういう交流がないために虐待が生じてきているような状況がふえているのではないかというような気がいたします。この現象は、いわば自分中心で社会通念上、若い世代の中に多く見受けられるのではなかろうか。いわば自己犠牲を一切しないで自己中心的な感じでの世の中が回っているようなことが起こっているのではないかというふうな気がして、この問題を取り上げた

わけなのであります。

そこで、私も鶴見校区に在住をしております、この交流の場が、今聞いてみますと、鶴見小学校で障害者と健常者が交流をされているということを知りました。これは、なるべく多くの学校で実施ができないものかどうかということもあるわけなのでありますけれども、この一年間、聞いた話で大変恐縮なのですけれども、三年生を中心に鶴見小学校では、四回程度障害者等、子供さんと鶴見小学校の児童が交流をしているということで、例えば一学期には――交流の学校は別府養護なのですけれども――別府養護の生徒さんが、鶴見小学校に行ってゲームや舞台などを行っている。そして二学期は、逆に鶴見小学校の子供さんが、養護学校に行ったりして、その養護学校の見学、いわば体験的に施設を見たり車いすに乗ったりして体験をしているということも行われているようでありまして。さらには、今度は養護学校が鶴見小学校に行って、お祭りやそういう場に一緒になって参加をしている。そして四回目については、その思い出をお互いが絵をかいて交換したりというような、非常にいわば交流の場が盛んに行われているようでありまして。やっぱり人間というのは、どこかでお互いがお互いの立場を理解していかなければ一方的になるわけでありまして、そういう意味では非常に今の例でありますように、お互いが交流をすることによって、触れ合うことによって子供が成長していくのではないかというふうにお考え願います。

そこで、市内の小学校で、そういう鶴見小学校みたいな例が幾つあるのか。そしてもう一つは、中学でもそういうことが現在交流活動が行われているのかどうか。その二点について、ちょっと御報告をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

市内の小・中学校の交流活動の実施状況でございますが、小学校では徒歩で行き来できる校区内の施設との交流が中心ですが、他校区にある施設と交流をしている学校もございます。例えば野口小学校では、亀川の太陽の家まで出かけて作業の様子を見学したり、車いすテニス等のスポーツ交流を実施しています。また西小学校では、ある共同作業所で一緒にクッキーづくりに取り組んだり、手紙による交流をしたりしています。

さらに中学校では、交流の相手が市内全域に広がってしまっていて、例えば山の手中学校では、県立養護学校や障害者施設まで出かけまして、作業について学んだりボランティア体験をしています。また浜脇中学校では、県立養護学校の開催するかるた大会に参加したり、浜脇中学校の音楽祭に養護学校の児童・生徒を招待したりしています。ほかの学校でも、スポーツを通しての交流を行ったり、作業体験を通して障害者理解を図っているところでございます。

小学校の数でございますが、先ほど議員さんがおっしゃられました鶴見小学校を入れまして十一校、十六校のうち十一校交流活動に取り組んでいます。中学校の方でございます

が、中学校の方は八校のうち七校ということで、東山小・中学校を除いていますが、八校のうち七校、ほとんどの学校が交流活動に取り組んでいるという現状でございます。

○十番（田中祐二君）　そこで、交流が盛んになりますことは大変いいことなので、それを広げていただきたいということで、先ほど申しましたようにお願いをしたいと思えますけれども、ただ交流をする一つの目的がはっきり、結局学校側としてはしておかなければならないだろうとは思っておりますし、もう一つは、校区内での交流については、お互い行き来をいわば徒歩でしたり、養護学校の方は車で行き来をするのだろうと思えますけれども、そういう行き来に当たって校区内を含めて校区外で交流をする場合に、何か問題点があるような気がする。それは金銭的な問題も含めてですけれども、そういう問題点があるのではないかと。先ほど申しましたように、一つは交流の目的がはっきりすることと、それからそういう交流に対して財政的な問題を含めてどのような課題があるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○学校教育課長（小畑善実君）　お答えいたします。

交流活動に伴う課題でございますが、交流活動が盛んになるということは、交流相手が別府市内全域へとだんだんと広がっていきまして、交流の回数がふえることを意味しているというふうに考えています。その課題といたしましては、交流のねらいをはっきりすることが一番大事になる、このように考えています。これは議員さん御指摘のとおりでございます。具体的には、各学校で総合的な学習の時間に健康・福祉の学習を構想する際に、児童生徒につけたい力とは一体何なのか、また、そのためにはどのような交流の仕方がよいかなどを考えていくことが大事になります。

次に安全面についてでございますが、事前・事後の安全対策を含めまして、引率者の確保や綿密な学習計画を立てることが大事になります。さらにもう一つ、交流にかかる交通費や謝礼、教材費等をどうするかという経費に関する課題もございます。

○十番（田中祐二君）　その課題について、今後教育委員会としてはどのような支援ができるのか。今考えていることがあれば教えていただきたいと思えます。今後、課題がどういう形で議論をされるのか。今議論されてなければ、どういう形で議論をしていくのか、そういう点を含めてお聞かせ願いたいと思えます。

○学校教育課長（小畑善実君）　お答えいたします。

交流を進めていく上で生じてくると思われるさまざまな課題を解決するための支援でございますが、教育委員会といたしましては、指導面と運営面の両面からの支援を行っているところでございます。まず指導面の支援でございますが、交流活動の内容に関する相談を受けたり、その指導を行ったりしています。また運営面の支援では、主に交流にかかる費用の補助が挙げられますが、その費用につきましては、特色ある学校づくりの推進事業にかかわる費用でございます。さらに生き方フォーラムというのも設けまして、講師に障

害を持っている方等を講演会にお招きしまして、その方の生き方に学び、講師をお招きする費用についての補助をしているところでございます。今後とも交流活動を盛んにするためにはどうすればよいか、教育研究企画委員会という場がございますが、そのあたりで十分調査研究をさせていただきたいと考えています。

○十番（田中祐二君） ありがとうございます。いわばお互い立場が違う中でこの社会の中で生きていく、共生をしていく。お互いがお互いの立場に立って理解をしていくということは非常に大事なことだろうと思っておりますし、そこがなければ行き違いが起って問題が生じるわけでありまして。また、そういう交流によって地域の活性化にもつながってくるだろうと思っておりますし、今、小学校は盛んにそういうことがされているというふうに聞いております。ぜひ課題なり問題点を解決し、教育委員会としてはできるだけの支援をしていただくようお願いをして、この項は終わりたいと思います。

次に、受験シーズンにおける受験生に対する対応であります。

このことについて、受験生とすればいい環境で勉強したいということは、だれしも思うことでありますし、そのことによって図書館やほかのところで集中できる場所を求めて行くわけでありまして。その場所に行ったときに、場所が確保できなくて帰ってくるという場もあるようでありまして、そういう場を求めていわば公共的な施設はどういう形で対応ができるのかということでお聞かせを願いたいということでありまして、まず図書館の対応、現状として図書館が受験生に対してどう対応をされているか、お聞きをしたいと思います。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現在、図書館では次の三つの閲覧の施設がございます。母と児童以下を対象にした母子室、小学生を対象にした児童閲覧室、また学生と一般市民の方々を対象にした閲覧室の三つがございますが、この閲覧室は、現在全部で百十八席ございます。その中で十四席がボックス席となっております。現在この受験シーズンにおいて受験生に対して特別な対応はいたしておりませんが、平日はこの百十八席を自由に利用していただいております。閲覧室を土曜日とか日曜日、夏休み、冬休み等におきましては、学生のたくさんの利用が考えられますので、学生対象に七十席を指定をいたしております。この学生席を七十席確保いたしておるのですけれども、あと四十八席は一般の市民の方に確保しておりますけれども、空いておれば学生さんにも使用できるように配慮しているところでございます。

○十番（田中祐二君） 今の説明でわかりますけれども、ただ、結局図書館に行って席がなくて帰る場合があるそうであります。そういう苦情というのは直接職員に言うのではなくて、何でもそうなのですけれども、苦情がある場合は直接言う方もありますけれども、言えない方もおるわけでありましてね。直接言われる方は、そういうことによって改善を図っていかうとすることだってできるわけですけれども、黙って帰る人には全くわからない

わけです。ですから、そのときに黙って帰っている子供さんのことを父兄が言うのは、例えば今申したように、四十八席を含めているんな運営をしているようでありますから、それはそれでいいのですけれども、一人の学生さんが、そういう四十八席をずっとひとり占めをしておる場合があるのではないかということもあるわけですね。ですから、例えば今図書館は時間的にはどういう形になっておりますか。例えば開館が九時から何時、そういう形でとりあえず開館を含めて終わる時間をちょっと教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

開館時間でございますが、火曜日から金曜日につきましては、九時から午後七時まで開館をいたしております。土曜日、日曜日につきましては、九時から午後五時までという開館時間になっております。

○十番（田中祐二君） ですから、その時間に例えば三つに分けて、受験シーズンの場合に子供さんが来たら、それを渡して、おたくは三時間ですよ、四時間ですよということであれば、一人が長く独占することもできないだろうと思いますし、そのことによって多くの利用者がまた三時間、四時間、そして三つぐらいに分けてそこで勉強ができるのではないかとということも一つの方法だろうと思いますので、そこら辺の運営についてそういう考え方ができるのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、学生さんの利用を午前、午後というように入れかえるといいますか、利用制限というような形は不可能ではございませんので、運営について検討してみたい、このように思っています。

○十番（田中祐二君） ぜひ検討していただきまして、一人の方が長くそこにおるのではなくて、お互いが平等にしていくようお願いをして、この項を終わりたいと思います。

次にまいります。次に、幼稚園における「複数教育」という言い方がいいのかどうかわかりませんが、保育にということで挙げておりますけれども、このことについて若干私の知り得た情報を含めて、なかなか解決するのに相当な時間がかかっているということで、現在どういう形になっているかはっきりしておきたいというふうに考えておるわけです。

そこで、公立幼稚園の二、三年保育については、ずっと要望が、これまで父兄から要望されているわけでございますけれども、実現がされてないわけです。そのことについてなぜできないのかなという素朴な疑問を含めて質問をしていきたいというふうに考えておりますけれども、このことについてはどうなのでしょう。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

公立幼稚園PTA連合会の方から要望が出ています二年・三年保育の実現でございますが、その実現がなかなか難しいのは、実は戦後の幼児人口がどんどんふえてと申しますか、

増加していたときには、公立幼稚園は五歳児、それから私立の幼稚園は三歳、四歳児を中心というような保育のこれまでの取り組みがございまして、これまでの歴史的経緯と申しますか、ございました。このようなことを踏まえまして、公立幼稚園の保育年限に関しましては、教育委員会内部の協議はもとよりでございますが、私立の幼稚園とも協議をしていますが、非常に難しい問題がいろいろございまして、ただ現在、公立幼稚園運営検討委員会で検討する課題の一つになっているところでございます。

○十番（田中祐二君） 検討委員会で検討を今後も続けるようでありますけれども、私は、現在、少子化によりきょうだいが少ない中で、人とかがわる力が不足をしているのではないかと考えられます。そこで、三歳なり四歳という異年齢の幼児と一緒に生活することも大切だと考えておりますし、行政としては、公立幼稚園の二、三年保育について、検討委員会で検討していくということでありますけれども、その検討委員会は、いつまで、どういう形でしていくのか、取り組みについてお聞きをしたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

少子化時代の幼児教育のあり方につきまして、公立幼稚園運営検討委員会を今立ち上げて検討していますが、基本構想につきまして、また実施計画につきまして、平成十五年度中をめどに今作業を進めているところでございます。

○十番（田中祐二君） そこでまた、今の保育は待機児童があると聞いております。保育所の場合は、保育する場合に入所条件があるわけでありますけれども、幼稚園の場合は入園の条件がないということで、そういう意味からすれば幼稚園に入りやすいわけなのですね。入りやすい割にはそういう待機児童が多くて、その障害になるのが、さっき課長が言われたようないろんな歴史的な経過があってできないと。そのことによって検討委員会を開いて、十五年度に検討委員会の中でという話であります。ですから、そういうことを考えていくとすれば、現実にそれならそういう三歳なり四歳の子供さんがどれくらい現在おられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

平成十四年五月一日の調査でございますが、公・私立幼稚園と公・私立の保育所に通園していない三歳児は三百一名。これは三歳の総幼児数の三〇・八％に当たります。それから四歳児でございますが、四歳児は二百十四名で、これは四歳の総幼児数の二一・一％でございます。この数字の中でございますが、認可外保育所に通園している幼児も含まれております。

○十番（田中祐二君） 歴史的にいろいろ経過があるということで、いろんなことで十数年間この問題が語られてきて、結論を今出せということも無理だろうと思います。しかし、ある程度検討委員会で結論を出していかなければ解消できない。ただ、その待機児童といいますが、そういう方がおられるということが現実にあるわけでありますから、その方を

どうするかという問題がやっぱり残されるわけでありまして。ですから、そういう意味合いからぜひ前向きに取り組んでいただくようお願いをしたいと思います。

次にまいります。次に、重度障害者の医療費の支払いについてということで挙げております。

これも障害者については、医療請求をするのですけれども、年金生活者とか生活が大変苦しい中でのやり繰りをしているようであります。例えば、申請するのにも市役所に来なくてはならない、交通機関に乗って来なければならない。さらに年金は額が落ちてきているというような状況の中で、そういう重度障害者については二重三苦の苦しみに遭わなければならないということで、そういう手間が何とか省けないかなということもありまして、質問にしたわけでありまして。そこで、重度障害者の医療費支払い制度とはどういうものか、まずお尋ねをいたします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

重度心身障害者医療費助成制度は、障害者の障害者手帳の一級、二級及び療育手帳のA1、A2の所持者で、保険医療適用の一部負担金及び入院時食事療養費を支給申請することにより償還払いする制度でございます。

○十番（田中祐二君） その対象者ですけれども、人数及び件数及び助成額はどのくらいでございますか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

十四年度の見込みでございますが、対象者は三千三百五十一人、年間給付件数は三万二千件、助成額については三億五千二百万円になるかと思っております。

○十番（田中祐二君） その助成のシステムについてはどういう形になっているのか、お知らせ願いたいと思っております。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

受給対象者が医療機関等で支払った一部負担金を毎月十日までに市の窓口で支給申請すれば、当月の二十五日に預金者の口座へ振り込むようになっております。

○十番（田中祐二君） いわば償還払いなのでございますけれども、さっき申しましたように、本人が毎月市の窓口へ直接出向かなくてはならず、また障害者であることから現物給付といえますか、三歳児で現物給付ができたように、そういう現物給付ができないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

この医療制度は、県と市が二分の一ずつ助成している県費補助制度であります。大分県下は、すべて償還払い方式になっており、これを現物給付に移行するには、県下全体で考えなければならない問題となっており、また医療機関や支払期間、支払事務委託機関等を調整する問題があります。県の調査では、現物給付に移行した他県の例を見た場合に、事

業費が移行前に比べ約一・四倍に増加しており、県・市にとって大幅な事業費の増加が見込まれます。厳しい財政状況の中では慎重に検討する必要があると考えている、との県の見解でございます。本市におきましても、県の指導を仰ぎながら協議してまいりたいと思っております。

なお、給付対象者の利便性を図るために、申請書の郵送による受付や代理人の受付などで手続きの簡素化に努めているところでございます。

○十番（田中祐二君） なかなか財政的な問題で解決しなければならないということもわかりましたので、あと手続き的に簡略できるものは、手続き的に簡略をしていただくようお願いをし、またこのことについては議会の中で申し上げておきたいと思っておりますけれども、次に移ります。

今日までの進出企業誘致の総括と今後の方向ということで挙げております。

そこで、別府市は総合基本計画の中で、企業の誘致は魅力ある雇用の場を創出し、若年労働者の定住促進、地域産業の活性化を図る上において重要であるということで、別府市においては平成二年八月に頭脳立地法の集積促進地域に指定されたことによって、別府市は別府リサーチヒルを造成し、新産業の拠点として先端技術研究開発、また企業の誘致活動を進めてきたと聞いております。具体的には産業の基盤の高度化・多様化を図るため、内蔵地区をハイテク産業の研究所等の集積地と定めて企業誘致を推進してきております。そして、平成十四年、十五年、十六年を予定年度として実施をしていくということを総合計画の中でうたっておりますし、実施計画の中でもそういう形でうたっておるわけでありまして。しかし、現状を見てもみると、そここのところまでまだ行ってないのではないかと。

そこで、今までの経過ですね。今までの企業誘致についての経過をまずお尋ねをいたしたいと思っております。

○商工課参事（岩崎重信君） お答えをいたします。

リサーチヒルにつきましては、平成五年四月から用地造成を開始いたしまして、平成七年三月に造成工事が完了いたしております。そして、平成九年二月にセイコーエプソンと五千三百十八平米を二億七千九百九十五万九千円で売却をいたしております。そして、同年十一月にソフトセンターの社屋が建設をされました。その後、平成十一年二月に四千四百七十三平米を二億二千三百八十九万二千元で駐車場用地としてさらにセイコーエプソン社に購入をしていただいております。これによりまして、処分面積の約五％の売却達成となっております。しかしながら、これ以降につきましては、長引く不況の影響により民間の設備投資の低迷、さらには経済のグローバル化等によりまして、賃金の低い中国や東南アジアなどへの企業の海外進出などの加速によりまして、思うように企業誘致の実績を上げることができない状態が続いておりますのが現状となっております。

○十番（田中祐二君） できない理由が、長引く不況ということも含めてあるわけですね。

れども、しかし、それだけでは私はないと思うのですね。五〇%はできているけれども、あとは残っているようでありまして、そのことの原因だけではないと先ほども言いましたように思いますけれども、企業誘致について現在、市当局としてどういう問題点があるのか。その問題点を現在どう解決をしていこうとしているのか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 商工課参事（岩崎重信君） お答えをいたします。

問題点といたしましては、用地造成から約十年が経過をいたしております。この間、経済情勢が大きく変化をいたしまして、特に土地神話の崩壊によりますデフレ経済下の中で地価の下落が進行いたしました。この間、一度処分価格の見直しをいたしましたが、その後も地価は下落しておりまして、今後はさらなる見直しを検討することも必要と思われま

す。また、この造成用地には、地区計画が決定をされておりまして、進出できる企業が限定をされております。これらの問題点につきましては、関係課はもちろん、県とも鋭意協議・努力を現在まで重ねておりますが、今後進出企業の正式な申し込みがあった場合、さらなる解決努力が大切だと認識をいたしております。

○ 十番（田中祐二君） 別府市の企業誘致としては、リサーチヒルを中心として進めてきているようでありまして、ほかに企業誘致を今後、この問題、リサーチヒルだけではなくて企業誘致を新たに誘致をするのかどうか、その点についてはどうですか。

○ 商工課参事（岩崎重信君） リサーチヒルの造成費に伴います利子負担が毎年一千万弱ありますので、このリサーチヒルの完売を最優先に考えておりまして、現在のところ他の候補地への企業誘致は考えておりません。しかしながら、楠港跡地につきましては多額の造成費が投入されておりまして、中心市街地活性化の核となる用地として位置づけられております関係上、リサーチヒル同様早期解決を目指し、町の活性化・発展につながる企業誘致に努力をしていきたいと考えております。

○ 十番（田中祐二君） リサーチヒルにしても楠港にしても、現在課題を抱えているということで、今後はそのほかの企業誘致にはかかわりたくないような回答であります。しかし、今の不況の中で本当に市民を含めてどうやって働く道を見つけようかと必死になっているわけでありまして、そういう意味からすれば、先ほども総合計画にあるような形のこの実現をぜひ一〇〇%目指してやってほしいということと、それから、さらに新たな企業誘致に臨む場合にはいろいろ優遇措置とかその他の面で、やはり企業誘致ができるのかどうかを含めて内部でそういう委員会みたいなのをつくって、そしてまた検討していくことだって必要ではないかというふうに考えております。ですから、今後そういう問題についてぜひ内部で検討していただくようお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、ラクテンチの経営については、隣の九番議員さんが先般質問

をして回答を得ておりますので、ただ、私も市の支援策としてぜひやってほしいなということだけの考え方を持っておりますので、それを述べまして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○三十二番（朝倉 斉君） 通告をしてあります順序に、質問をさせていただきます。

実は十二月議会におきまして、私の発言が大きくマスコミに取り上げられ、扇山のゴルフ場経営にも一石を投じさせていただいた、こういうように受けとめております。振り返ってみますと、あれから大分時間も経過しておりますし、また扇山ゴルフ場では役員の入れかえ、そしてまた取締役会というような会議を開かれております。

まず、取締役会の方の問題ですけれども、十二月十八日に扇山のゴルフ場で取締役会が開かれたわけですが、そのときの出席者、友永社長、藤田専務、不肖私、池田取締役、内田取締役、清成取締役、佐藤取締役、木村取締役、村上取締役、各九名の取締役、それに監査委員として三ヶ尻監査委員、渡部監査委員、児玉監査委員、各監査委員が出席をいたしまして、冒頭に友永社長より、取締役会長であります井上市長が辞任をしたいということであると、こういう案が提案され、取締役全員がそれに賛成をしたわけでございます。本題に入りまして、平成十四年の上期の事業報告、それからまた一号議題としまして、各銀行にお借りしてありますお金の計一億六千万円がまだ払える状態にないから、引き続きお借りしたい、そういう案を全員異議なく決定をしたわけですが、二号議題としてその他の中で、例の扇山の事件が議題に正式に上げられました。皆様いろいろと議論がありまして、全員の議員さん、取締役さんから、当然それは、プレーの代金はお支払いしてもらいましょう。しかし、それは当然、本人の意思でびしゃっと払うようにさせてください、これは友永社長の案に全員賛同いたしまして、友永社長が代表で井上市長に、例の料金はみずからお支払いしてください、こういうことで一つの締めをしたわけですが、先ほど三浦助役さんが、私のところにお見えになって、あの代金は五日ほど前に全額お支払いしましたから、大変お世話になりましたと、こういうお話をお聞きしまして、よかったなとつくづく思っておりますが、そのことに間違いありませんか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

ただいま議員から御指摘の件、そのとおり間違いございません。

○市長（井上信幸君） 三十二番議員の御指摘、今お聞きしておりましたが、私もやはり支払うべきことは払わなければならないということでお払いをさせていただきました。

その前に、前回十二月でもお話ししたように、私が就任したのは七年の五月でございます。それ以降、ひとつ会長職と社長職を兼務しておりました。ですから、そこで、もうそのときは余り行かなかったけれども、当時、三十二番議員さんとも一、二回行ったような気がいたします。当時、最初の方は私は支払っていたのですけれども、当時の支配人が、「社長は払わなくていいのですよ、ずっと昔からの慣例ですから。それで利用税だけをお

払ってください」。こういうことでしたから、私も社長職として時には海外の要人の方と一緒にプレーをしたこともありますし、また、別府が特にお世話になっている方ともプレーしたこともあります。また、別府市内の方々やら議員さん方に誘われればプレーをさせていただいたわけです。

そこで、もし、こういうことを言っては失礼かもしれませんが、私が、それではよそでやったら、その分お客を引いてくることができません。例えば三組、四組でプレーする場合に、やはり地元の扇山ですれば、お客さまを呼ぶことができます。そういうことで、ときどきは私も、客引きと言ってはなんですが、お客を誘致することに……。土曜日がどうも入りが悪いとか日曜日が入りが悪いから、社長、何とかということで、ああ、そう、それでは私がちょっとプレーしましょうということで何回か行ったこともあります。それによってお客様を誘致しました。

また、これは扇山の慣例でということをごさいます、私も記憶になかったのですが、当時社長や常勤役員、支配人、それからグリーンキーパー、キャディーマスター等のプレー代金については、顧客を確保するためということで利用税のみでプレーをしていたという、こういう経過がございました。ですから、私も社長として毎週一回は決裁をするわけですので、そのときはずっとそういう決裁行為をし、プレーをしながら、悪いところに気がついたところは、ここはこうだよ、カート道はこうだよ、また、グリーンの端が悪いよ、また、どこどこの草はよく刈った方がいいよ。このようにして私は指摘してきたつもりでございます。社長として、また会長として、この際こういうことを言うのはおこがましいのですが、この間、私は株式会社の社長、会長として無償で決裁をしてきたということでございます。この辺ひとつ御理解をいただければありがたいな、このように思っています。そして、料金は、先ほど三浦助役さんが言ったように、一応きちっと納めるところは納めさせていただいております。そういうことでございます。

○三十二番（朝倉 斉君） 私も、今大分この取締役会で内容は省いてあなたに、もう済んだことだからそれでいいではないかということの中で言ったところが、あなたはまだそんなに、いやいや、これは正当なものだと。払ったのがむしろおかしいのだというように聞こえがちな面があるならば、中を全部言って、こういうことですよ、本当は、取締役にはこういう発言もあったのですよと。そしてまた、このプレーの料金のこういう内規は、これは全く無ですよと。当初、冒頭に専務からそのことがあり、大変申し訳ないと。取締役会に諮ってこれを出すことは全く申しわけないことで、深くおわびをしますと、こういうことの発言があるのですよ。しかし、そういうことは、もう私はいいいのではないかと、払ったものであれば、これからの扇山の再建が第一です。あなたの払ったことは、これは払い過ぎでも何でもない、当たり前のことです。ここだけはっきり言うておきますよ。

今、扇山が苦しい吐息の中、市からも今期、三十号議案、二十九号議案。二億六千五百

五十一万九千五十円、こういう大きな金を扇山ゴルフ場に返さなければならない。大変、別府市も本当はきついときです。しかし、なぜこの金を扇山に返さなければならないか。これは、相当前から扇山からこの金を借りたようなことになっている、借りたようなことになっている。そして、それならもっと前にこれを払えば、この金は本当に生きるわけです。ここに私がいつもゴルフ場のことについて口を酸っぱく、そしてまた本会議でも取締役会でも「危ないですよ、扇山ゴルフ場は」。私が専門家をお願いをして、先々のことをおもんばかりで、大変失礼ですが、調べさせていただいた。ことしの決算は大変なことですよ。債務超過、普通の会社でいったら破産です、倒産です。こういうことに相なる。ちゃんとここに出ている。だから、当然それをさせないためには、こういうものが要るのだ。お金も要るのです。これを三年間にわたってお払いする。しかし、この金は、借金があるから返すというようなことでは、そういう性質のものではないのです。これは扇山が息吹く、元気を出す元気代として使ってもらわなければならぬ。生きた金でなければならぬと、私はこう思いますが、助役さんはどう思われますか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

扇山のゴルフ場の経営、財務内容等につきましては、ただいま朝倉議員さん御指摘のとおりだというように私は認識をいたしております。さらに今回予想されるであろう預かり金、預託金の対応については、扇山におきましても、今後の大きな課題であろうということも認識ができております。そのためには、やっぱり単年度収支において黒字を捻出するということが、経営上の大きなポイントであろうということも十分認識ができるわけでございます。そういう点におきましても、市といたしましても、五-%の株主といたしましてそういう指導をする立場にあるということも認識をいたしております。

○三十二番（朝倉 齊君） 全くそのとおりです。同じその席に座っても、扇山をおもんばかりの人、何だ、おれは扇山のことは余り知らんけれども、おれがプレーする代金はただでいいではないか、そう言うなら払おうかと。払った後に、またいちゃもんつける。こんなようなことではいかれませぬね。扇山は、今八千四百九十七万六千八百八円、これが平成十三年度の赤字です。総額の赤字です。だから本当に従業員も、また我々メンバー、取締役も、みんなが心を一つにし、そして早急にやっぱり再建検討委員会なりをつくり、皆さん方に安心してプレーができるゴルフ場にしなければならぬ。

まだまだ扇山には四百万円の会員権の購入者、これは各金融機関からローンを組んで月々三万以上、ずうっとまだ払っておるのです。まだずうっと続くのです。そういう方の一つ一つの心を心にして、扇山のためにまだお金を払ってくれているというのがあるのですよ、ローンを組んで。この預託金、全部扇山が使った金ですよ。それをあと二年ちょっとで返済が来るのですよ。そうしますと、やはりこちらの真摯な気持ち、例え足りなくても真摯な気持ち、高ぶらない気持ち、豊かな心、これがあれば相手に通ずるわけです。相手

も、そんなに苦しいのなら、まあ、待ってやろうかという気にもなります。

今、別府市がいろんなところで裁判しています。これも当然、訴訟問題に発展するわけです。だから、やはり物事をしっかりと先々を考えて発言をし、行動し、そしてプレー代でも月々私が決裁するからただでもいいではないかという、そんなちびっちな根性はもう持ちなんな。そんなこと市長さんがもっと言うと笑われる。本当ですよ。びっしりと、当たり前のこととしておるので、市民に奉仕をする。株主に奉仕をする。職員に奉仕をする。大きなひとつ体で、心で接していただきたいと思います。

一つ一つゴルフ場のことでは、細かいことをたくさん言いたいことがあるのですよ。しかし、当然私はこの取締役会をも解散してもいいのです。そして検討委員会、再建検討委員会というものでも早くつくって、そして今のこの大変厳しい不況、これはゴルフ場の業界だけではないのですよ、どこもです。日本国じゅう、いかなる企業も苦しい。どうして生き残りをするかということをする最中です。あるところはリストラをしたり、あるときは大きなところと合併したり、いろいろなことをして生き残りをしておるわけです。だから、扇山だけがただのんびりとして、そして見過ごす時期ではないと思いますが、助役さん、あなたはどう思いますか、このことについて。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

これは、あくまでも市は五－％の出資をいたしておりますが、扇山ゴルフ場の問題であろうというように認識をいたしております。その中におきまして、やはり会社の中に再建計画の検討委員会等を設置されまして、将来の計画を推進するということが必要だろうというように認識をいたしているところでございます。市といたしまして、その中で五－％の大株主ということの中でどのような支援ができるかということにつきましては、またケース・バイ・ケースで個々の問題として対応していく必要があるかというように考えております。

○三十二番（朝倉 育君） そういうことで、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、ゴルフ場の件は、それできょうは終わらせていただきます。

次は、井上信幸後援会ということの中で、今度は市長の政治姿勢の中ですが、ホームページが出ています。以前、私が見たホームページと、ごく最近ちょっと見たホームページが違って来たのですね。大変すばらしいことを書いてあります。「ずっと無所属、ずっと無欲、ずっと無休」。何かこう、ここところが、現に私は胸の中にもあることはあります。「ずっと無欲」、いい言葉だな。本当にこれになりたいなと、私はこう思いますが、市長さんも「ずっと無欲」というようなことを書いてありますが、この中で、ホームページというのは、今どなたも使っているということですが、私はこういうものになかなか音痴で、この前、私はパソコンを習おうと思ひまして、トキ八の前に行ってちょっと聞いたら、「あなたは亀コースに入ったらいかがですか」と、こういうわけです。亀コース。私、

知らんものだから、「亀コースって、どんなのか」と言ったら、「一番ぼちぼち行くやつだ」と。私も、七十の手習いと言うけれども、八十の手習いもあるけれども、ぼちぼちだなと。しかし、やれば大変興味があるのですよと、こういうことで私なりにも取り組んでいきたいなと、こうも思っておりますが、これは便利なもので、情報を発信するのにも、また情報を収集するのにもこれほど便利なものはないということに気づかせていただいているのです。

これを見ますと、百億円を――皆さんの一問一答で意見を聞こうと――その金があなただが使えるのですよと。どんな意見でもその百億円の使い方を言ってください。私、井上信幸がそれにお答えをします、ちょっと時間はかかりますけれども、必ず、時間はかかりますけれどもお答えしますと、こう出ているのですが、このことについて市長さん、どういうあれですか。

○秘書課長（藤原洋行君） ただいまの、市長の後援会のホームページの件でございます。私も三月一日に立ち上げたということで、私が確認させていただきましてのは、たしか三月一日、二日が土曜、日曜で、たしか四日か五日の月、火だったと思いますが、その内容につきまして、私どもは見させていただいた状況でございます。その中で「百億円プロジェクト」というお話が、議員御指摘の部分については載っておった状況ではございますが、私は秘書課長としまして、市民の皆様にご迷惑を与えるというようなことがあっても困るということで、訂正方をお願いした状況でございます。

○三十二番（朝倉 斉君） そうでしょうな。だれもおかしいなと思うがな。私らも、百億円持っておれば、何かいかにもどうでもいいではないかと、こういうようなね……。そもそもこの百億円というお金は、市民は、市長さんが懐に持っておるからどうでも使えるのだぞというふうに関心されるけれども、この基金というのは、やはり私らのようなぼんくらでも、基金というものは目的があって、ちゃんと積み立てたお金もこれは基金で、それをあれしたから、はい、それをかわせるぜとか、これは甘い言葉のようにありますけれども、あめ玉を見せておって、口まで行ってからねぶらせんで取り上げるというような、そういうようなことに受け取られる。これはだましと言うのですね、いわば。だからそういうものをやっぱり選挙前にばらばら出したのでは、何を考えておるのだろうかかと、良識者はそう思いますよ。だからやはり電波はどこでも広がりますからね、これ、あなたのこんなものが世界じゅうに広がるのですからね。だからやはり出すときには事務局の方も、それから向こうの方のみんなとよく相談をして、そして検討、いかにも何かぼっとばらまけば、香水をばらまけばにおいがどこまでも行くぞ、それはいいではないかというようなことにはならないと思いますし、ましてや市長さんとなれば、やはり市民の大切なお金を預かっている方ですから、だからそういう面において余り無責任なインターネット、ホームページなんかはつくりたくないようにしていただきたいと思います。

私もいろいろと質問をしたいこともあるのですが、なかなかそういう問題には入っていきませんで、大分時間も余り過ぎるほど余っておるけれども、一つの問題をやはり余り追及して長くお話ししても、また聞く方も飽こうし、それからまたいろんな方々のお耳ざわりにもなるかと思えます。いいところだけちょっと注射をするぐらいの程度でやめさせていただきますが、今後とも皆様方の御奮闘、それから我々も選挙を控えております。いろんなことにおいて切磋琢磨し、新たな気持ちでやはりこの議場にも上がってきたい、このようにも思っております。皆さんの御健闘をお祈りして、三十分ほど余っているから大変だけれども、やめさせていただきます。

○六番（池田康雄君） 昼食後からの出番ということで正直ゆったりしておったのですが、早くから働けということのようであります。頑張ります。

質問通告の順序に従ってお願いしたいと思えますが、まず、平成十一年度より別府市教育委員会の一つの大きな目玉的な事業というふうに認識できるかと思えますが、市内六校の小学校を十年で三校にしようということを取り組みを開始しました。十一年の秋口だったですかね、私たちが全員協議会でそういうプランを聞かされて。いよいよその第一段階の浜脇、南小学校が建築完成もだんだん近づいてくるというような状況になってきておるわけでありまして、この浜脇、南小学校を一つにするという試み、この企画は、全国的にも非常にねらいどころとしては珍しいといえますか、別府市の教育界にあっても画期的なプロジェクトであったかと思うわけでありまして。その一番大きな違いは、学校は子供たち、あるいは教職員と子供たちの世界という空間を大きく脱皮して、やっぱり地域社会の方々をも利用の対象として建設時からとらえた、非常に珍しい期待できる学校だというふうに認識しておりますが、そのプロセスー今建築中でありますーそのプロセスの中でも地域の方を大事にしたそういう取り組みなり、そういうしっかりとしたプロセスを踏んでいることだというふうに察したりしておるわけでありまして、もう工事が始まってかなり経過します。その途中に地域の方々の声を聞くべく、そしてよりいいものにしていこうというような、そういう取り組みなどはすでに何回かあっているのですか。その辺のことについて知らせてください。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

議員さん、今御指摘がありました第一期の分についてであります。これまでのところ、多くの関係者の御尽力によりまして、統合校南小学校が、旧校舎を使って開校して間もなく一年がたとうとしております。校舎建築についてはまだ建設途中でありますけれども、現場近隣の方々や工事車両通過地区の御理解と御協力のもと、今月初めに管理教室棟の基礎部分のコンクリート打ちが終わったところであります。

今、御質問にありました地域の方々の声をということですが、設計の段階のときに代表の方からお声をいただきまして、取り入れられる部分については可能な限り取り

入れております。あと、でき上がってから多目的ホール等地域開放部分がございますけれども、その使用等については、現在のところまだお話し合い等は行っておりません。

○六番（池田康雄君） 私の認識と教育委員会の認識が、間違いなくきちっと一致しておるのだと思うのですよ。かつてない新しい学校づくりを今まさにやっておるのだと。そうすると、やっぱり今までのプロセスとは違うプロセスをつくり出していく、経ていくという、そういう前向きな姿勢が必要になってくるのであって、設計図面を書く段階で意見を聞いたからということだけでは、やっぱり私は不十分さを感じるのですよ。そうして建ち上がった後、つまり校舎が完成した後に、教育委員会のねらいどおりのいわゆる今までとは違った学校というものにしていくためにも、そのプロセスの中で何とか地域住民の方とのかかわりをより強く持ちながら、完成後にスムーズなねらいどおりのいわゆるこれまでとは違った学校運営が行えるような、そういう努力をしているかという観点に立って、いま一度反省する部分があれば反省していただき、そして速やかに取り組める部分があったら取り組んで、よりよいものにしてほしい。とにかく皆さん方の期待も高いと思いますが、やっぱり市民、地域の皆さんはもちろん、市民も注目をしておりますので、ぜひその辺はさらに知恵を絞って取り組んでほしいと思います。

きょうは、そうやって第一段階、十年で市内六校を三校にという歩みで始まって、第一段階が今そのような最終段階に来ている。当然もうある意味で地域を名指しされたプロジェクトでありますからね、どういうことかおわかりですね。対象校が、固有名詞が上がって六校が、そのうちの二校が統合されておるわけでありますから、さあ、残りの四校を抱えた地域及びその周辺を中心にしながら、私を含めて多くの市民は、さて、次のステップはどのようになっておるのだろう、現在どこまで進んで、どのような展望の中で次の作業は進むのだろうかということが全く見えていないのが現状であります。そういうのはやはりまずいだろう。やっぱり最終段階が決まっておるわけですから、参考にするのだと言っておるわけです。しかもそれを十年でやるのだと言っているわけです。残っておるのは四校です。さあ、どういう次のステップを踏むべく現在進捗しているのか、その辺についてわかりやすく御説明ください。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

現在の進捗状況ということでございます。第一期に取り組む中でいろんな委員会等を立ち上げまして、現在に至ってきているわけですが、この中で地元とか、あるいは学校関係者の要望の取り上げ方等につきまして、いろいろ御意見等もいただいております。現在、今、議員さんがおっしゃいましたような旧市街地、残り四校の統合のことについてでございますが、この組み合わせとか、あるいは時期については、学校適正化基本方針に沿いまして、二校、二校の組み合わせだけではなく、児童数の推移とか通学の距離や安全性、校舎、校地の現況等を考慮しながら、考えられるよりよい組み合わせを検討するための準

備とか、これまで出されましたいろんな御意見等、次期につなげる課題とか、あるいは反省事項を整理している段階でございます。

○六番（池田康雄君） 整理している段階であれば、整理している段階でやむを得んと思うのですね。ただ、どういう問題があるから、やはりなかなか次の具体的なステップに入れないのであるとか、あるいは前回とは違って、こういうようなことをも事前に検討したいがゆえに時間が思ったよりかかっているのではあるとか、細かな一々の説明を市民皆様までする必要があるのでどうかは別にして、やっぱりそこそこのプロセスの概況を、現況としてやっぱりしっかりと伝えていくということも、あなたたちの重要な仕事の一環だという認識がやっぱり僕は欲しいな。形ができて、できたものだけをやっぱり知らせていくだけではなしに、できるために時間がかかるのであれば、そしてそれが何回か私たちにしゃべっていることとずれてくる、あるいはおくれてくるというような状況にあればあるほど、やっぱり早目早目に理解を求め説明をしていくという姿勢が欲しいなというふうに考えております。前回の反省の上になら、やっぱりいろいろな課題が見えてくるだろうと思いますし、また僕も見ていて幾つかの課題があったかというふうに思うわけです。

今のお話の中にありましたように、前回は二校を一校にする。それも南、浜脇の組み合わせで、どちらに校舎を建ててどうするかという話だったと思うわけですが、残り四校の場合には、四校を二校にするのか、三校を一校にするのかとか、あるいは僕は、前回のときにはそこら辺までの検討がなされないまま突っ込んでいったというふうに思うのですが、やっぱり二つを一つにしたときに、一つの校舎の空き地ができる。その空き地の利用をもやっぱりあわせて検討していくということがあって、初めて、ああ、そちらに学校が移って、こちらがこうなるのならば、それはそれですばらしいことかなとかいうような説得力を増すような検討ができていくのではないかと思いますし、また周辺の通学区域にもやっぱりAのパターンになればこうなる可能性がある、あるいはこうすればいいと思う、Bのパターンになればこういうようなことも考えられるというようなことを検討していけば、僕は、やはりそれなりの時間がかかってしかるべきかなというふうに思いますので、やっぱりそういう具体的な検討課題などもある程度私たちに明らかにしながら、時間がかかっていることの、言葉は悪いですが、言い逃れをしてほしいというふうに思います。

次の問題に移らせていただきます。続いては、大学進学者等の奨学金の問題と、別府市内の子弟が留学する留学生たちの奨学金に関する質問をしてみたいと思います。

私は、この三年半ほど、大学進学者等にかかわる別府市の奨学金のありようは、前時代的ではないか、つまり速やかに改善すべき中身を持っておるのではないかという指摘をし続けてきました。その理由の一つは、その支給対象者を小・中学校の教員志望者に限る。つまり教育学部系統の子供に、一名だけ奨学金を与えるというような奨学金制度というのが、今なお継続していったいい時代なのかなという問題点を指摘しましたし、こういう時

代、長引く不況にあって、経済的理由でもって夢をつぶしていく子供たちを少なくとも救済する一つの重要な行政の窓口として奨学金というものがあるのならば、やっぱりそういう観点でもっと一名枠を増員という形で広げていくという必要があるのではないかというようなことを言い続けてきました。しかし、予算書を見る限りにおいては、結果的に見れば全く進んでいないという状況として認識せざるを得ないわけであります。

この問題は、内部で検討してないというようなことは私は言っているわけではありません。恐らく真摯に受けとめていただいて、それなりの検討は加えてくれたのかと思いますが、なかなか結果的にこの問題が前進をしない。何がはばんでおる大きな要因なのですかというふうに教育委員会に尋ねても、なかなか教育委員会も言いたくも言えない部分があって、この議場では答えられんのだろう。だからといって、ほかの人たちがだれか答えてくれるのかなと、こういうふうに待っておっても、どなたも答えてくれないのではないかというふうに心配しておるのですが、どなたか教育委員会以外でこの奨学金の問題で、何で私の言う方向で改善が進まないのかということで答弁いただけますか。

○助役（三浦義人君） 教育委員会の担当助役といたしまして、私の立場から一つの見解を申し上げたいと思います。

ただいま御指摘いただいたように、現在では社会が大幅に変化をいたしまして、それぞれ高校から大学へ進む学生の道も多様化をいたしておる、これはもう事実でございます。そのような中で、どうして教育学部系の人材にのみ奨学金を支給するのであるかという問題でございますが、この問題は社会の根底、特に高度成長期に人材育成の前段といたしまして、教職員の拡大確保、資質の向上等を図るという意味合いのもとでこのような方向が、制度が確立したのではなからうかというように考えております。しかしながら、考えてみますと、先ほど申し上げましたように、相当社会は変化をいたしておりますし、また教育学部系も現在非常に頭打ちというような状況でございます。そうであるならば、やはり多くの人材を育成するために、いろいろな道に進む人に対して経済的困窮者に対しては、やっぱりその奨学金の拡大をしていくということは、私どもに課せられた一つの方向であるかというように考えております。今後、この問題につきましても、市長以下のもので十分に検討・議論する必要があるかというように認識をいたしております。

○六番（池田康雄君） 非常に正当な認識をお持ちいただきながら、やっぱり結果として三年半も四年もたちながら、一步も形として変化したような形づくりができない。やっぱり通称お役所仕事の、ぬるいテンポが当たり前のテンポとして定着してしまっている、一つのまた象徴的な出来事かなというふうにも思うわけですが、私は、別府市の奨学金の、今、教育委員会の担当としている大学進学者等の一名枠が、なかなか前に進まない一つの大きな要因は、やっぱりこの奨学金の特典部分で、十年でしたかね、卒業後十年以内程度で別府市小・中学校の教員になったら、この奨学金の返還免除という特典がある

のですね。つまり返さなくていいというようなところがあるものだから、その返さなくてもいい可能性を広げる。つまり与えてしまうお金をたくさんにするということが、どうしてもできない。そして、なかなかその特典を外すということに踏み切る勇気もない。そのところがやっぱり一つネックになっておるのかなと。

僕はやっぱり、もう今の時代そんな特典などよりも、やっぱりさっきも言いましたように、大学に行きたい、しかし、なかなか経済的事情で許されない。大学に入るところまでは行けたにしても、就学中に場合によっては経済的理由で就学困難に陥る可能性があるがゆえに、やっぱり進学等ができないで困っている、そういうところにしっかりと目を向けて、奨学金の本来の姿は何ぞやというところで、ぜひ速やかに洗い直してほしい。やっぱり大学に入って、そして卒業して就職すれば、借りたお金ですからね、借りたお金ですから返すことというのは、給料をもらうわけですから、そんなに難しいことではないのですよ。だけれども、大学に入るときに自分に、学生ですから経済力があるわけない、親の力、親の援助を受けないわけにはいかない。しかし、いろんな事情で親もそこまでの援助という形がとりにくい。したがって、やっぱり進学できない。多少今までの少年期、幼年期から抱いてきた夢をそれがゆえにやっぱりゆがめざるを得ない。僕は、やっぱりこれは非常に大きな問題だというふうに認識しておるわけですよ。できるだけそういう状況を生まないようにする。そこに何か教育の原点はないのかな。教育委員会、「教育者」と呼ばれる人も中枢部分に多いわけでありますから、何とか歯を食いしばってこの辺の壁を突き破ってほしいというふうに、取り合ってもらえない三年半を経過しても、なお期待しながら、この問題は今後に続けていきたいというふうに思います。

続いて、同じ奨学金の観点から、留学生の奨学金についてちょっと見てみたいと思うのであります。

平成十二年度でしたか、別府市は、別府市に見えている諸外国からの留学生に対して奨学金を与える新しい制度をつくりました。そして、その当初の枠は十五名だったでしょうかね。それが毎年五名、五名、五名と、こうふえていって、十五年度は三十名ぐらいの枠になっていますね。違いますかね。その数が違ったら、ちょっと話がまた……。数、大丈夫ですか。そうになっています。

ところが、別府市から別府市の子弟が外国に留学していくという場合に、別府市は、その留学生たちにどういう取り扱いをしているかということ、いわゆる姉妹・友好都市と呼ばれるところに留学していく子供に対しては一時金、「行ってらっしゃい」ということで三万程度の奨学金ではない一時金、頑張れ、というお金を与える。しかし、姉妹・友好都市であっても、それが一年を越えない短期の場合には、平たく言ったら取り合わない。無視ですね。それから、姉妹・友好都市以外のところ、アメリカやフランスやロシアというようなところに行く場合も全く取り合っていない。それが同じ留学生というものに対して別

府市が対応している現状ですよ。これでいいのかな、あるいはこういうあり方に行政として、それはおかしい行政のあり方ではないのかというふうにして、検討を加えていこうやと問題提起する方は、役所の中にはおられんですかね。何でこういうようないびつな形ができ上がったり続いていくのでしょうか。

姉妹・友好都市の、いわゆる一時金で三万円与える方がどのぐらいの数おるのか、課長さんから資料をいただきました。そうすると、この五年間で少ない年で三人ですね。多い年で六人です。三人から六人が実績、ここ五年の実績としてある、平均五人としてくださいよ。それを行くときだけに三万円。一方は国際交流だとか国際都市別府だとかいうような、そういうことをにしきの御旗にして、来てくれている留学生に対して人数は三十人。それで月々貸与というような形で与えているわけであります。僕は、そういう別府市に見えている留学生に与えるなというところに力を入れて聞いてもらっては困りますよ、それはそれでいいわけですから。であれば、そういう留学生への配慮というのを真剣に考える別府市行政であれば、やっぱり姉妹・友好都市の枠に限定するだけではないもう少し視野は持てないのかな。あるいは長期とか短期とかいうことにもそれほど大きくとらわれない。頑張って行ってらっしゃい。そして戻ってきて別府の国際交流あるいは国際都市化に対して何らかのできる範囲での貢献をしてくださいなというような、そういうまさに一步一步国際都市化の土台を築くような、地道であるが、しかし力強い国際都市別府の推進を期待できるような行政というのがどうして図られないのかなというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

先ほど六番議員から御質問がございましたが、姉妹・友好都市につきましては、三万円の助成金を出しておりますし、外国から見える留学生の皆様には、別府市の奨学金として月額二万円を、平成十五年度には三十名分、年間二十四万円でございますが、予定してございます。もう少し視野を広げて、外国に出ていく方たちにも奨学金を出す方向で考えてはどうかという御質問でございますが、留学後の生活状況の把握や生活実態の把握、また就学状況の把握等々、諸外国によって非常に把握することが難しゅうございます。ただ外国に出かけて勉強するということは、非常に国際都市別府としても、今後のためには視野を広げる意味で非常にいいことではないかと思っておりますが、いろいろ留学先での成果の把握が非常に難しいところもございますが、外国へ留学する学生への助成金につきましては、平成十五年度は骨格予算の関係もございまして、現在、国際交流課内で検討させていただいております。

○六番（池田康雄君） 確かに奨学金としてお金を渡すわけですから、それなりの行政としては成果なり学習チェックなり、そういうようなことは必要になってくるのかなということは、わからないでもありません。しかし、別府市はそういう留学生に対して奨学金を

与えた実績を持っておるわけでしょう。前市長時代に烟台に留学する生徒に限ってではありましたが、そして月々一万円というような額ではありましたが、僕は、その精神は尊いと思うのですよ、そういう行政のね。やっぱりそういうことを考えると、確かに平たく言うと今の井上・別府市政の行革を中心とした視点から考えると、逆行する形になってはしにも棒にもかからんということになるのかもしれませんが、やっぱり烟台やロトルアやそのほかの姉妹都市にその対応が広がるべきが正しい流れであって、それを逆行させるかのように、井上市政になるや、もうすでに留学しておる者に対してのみ継続はしたけれども、それが終わるや、すぐにカットしてしまうというようなそういうところで、一方では「国際化、国際都市。国際交流都市宣言をしました」というようなところで、僕個人には何も響いてこん。これは言うこととすることが違うのではないの、こういうような話になるのですが、休憩の声がぼつぼつかかるかなと思ってしゃべっていますが……（「まだまだ」と呼ぶ者あり）まだですか、はい。

その辺ね。烟台の交流、烟台への留學生の奨学金を打ち切り、そして、その発想をほかの都市に拡大しなかった理由というのを鮮明にお持ちなら、ちょっとお知らせください。

○国際交流課長（溝口広海君） 六番議員の御質問ですが、鮮明であるかどうかわかりませんが、平成二年から平成七年までの間に月額一人当たり一万円の金額を、最短修業期間を上限といたしまして支給をしておりました。しかし、その間、平成六年からロトルア市、平成七年度からパース市へ私費留學生を派遣しておりましたが、両市とも派遣した留學生には助成金を出しておりませんでした。同じ私費留學生でありながら、姉妹都市・友好都市に留学する学生間で均衡を失するということから、平成七年度に見直しを行いまして、その結果が、姉妹・友好都市へ派遣する留學生に対しまして、平成八年度から一人一回に限り三万円を別府市私費留學生助成金を支給するということに改正し、現在に至っております。

○六番（池田康雄君） 課長さんがつくって使われる言葉なのか、それ以前の課長さんもこの問題のときにはそういう日本語を使ってあったのかな、おかしいですよ。「私費留學生を派遣した」、ぼつと耳で行くと、別府市の「市」に費用の「費」を書いて「留學生」であれば、これは「派遣した」のですよ。あなたの言葉を活字に書いたらどうなるのですか。「私」の「費用」で留学していく人に、それをあなたが「派遣した」なんというような、そんな言葉遣いをしていいのですか。そして文書でもそういうようなことを平気で書いておって、こんなの違和感がないのかな。例えば隣の人が東京に行ったとする、自分の金で。「私があの人を東京に派遣した」とか、「旅行に行かせてやった」なんかいう、そんな日本語は成り立たんでしょう。その点については、その言い回し。小さな問題ではないですよ、そういうようなところであたかも「私」で行っておる人間を、何か別府市が関与したかのような、そういうとらえ方というのは僕はおかしいと思うのですが、どうです

か。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えいたします。

別府市派遣留学生の要綱がございますが、この中で、「別府市との姉妹・友好都市として提携している都市の大学、専門学校に語学留学生を派遣することにより、語学教育の推進に資するとともに、姉妹・友好都市との交流を促進することを目的にする」ということがございまして、この場合に、留学先も限定をしております。学校名も限定でございますし、留学期間それから諸手続きも国際交流課の方でやっております。そういう意味では広く考えれば、授業料、生活費も本人が負担でございますが、別府市が姉妹・友好都市との連絡をとり合いながら派遣するというシステムをとっております。そういう意味での「派遣」という言葉は正当ではないかというふうに感じております。

○六番（池田康雄君） いい。あなたはそう思って一生懸命仕事をしてくれるのは、それはそれでいいけれどもね。ただ、その市役所職員の感性は、市民に理解を得られないというか、平均的日本人には通用せんですよ、その論理は。旅費、生活費は一切私弁ですね。そして何も出すわけではない。連絡にしたって、書類を書いてやった、だから「派遣」という用語は正当である。きょうは国語の時間ではありませんから、「派遣」という言葉を吟味するために時間をとっておるわけではありませんけれども、やっぱりちょっと一考する余地はないかなという問題提起をしておきますので、考えてみてください。

○議長（首藤 正君） 休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時 零分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○六番（池田康雄君） ちょっと時間配分に失敗しまして、残り時間がもう二十三分弱ということで、消防行政については、南立石マンションの火災の件と、そういう事故を踏まえた中期・短期の今後の対策の具体的な中身みたいなものをお聞かせいただくというふうに予定しておったのですが、ちょっと最後まで行けるかどうか自信ありませんが、行けるところまで行ってみたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、昨年の十一月十八日に起こった火災によって一名が殉職し、三名が重軽傷を負うということであったわけでありまして、その直後に、直後と申しますか、十二月には十二月議会がありました。その前後三回の総務文教委員会の調査会というのもありまして、そういう中からいろいろな火災の真相究明と申しますか、その火災の事故原因やその対策について、別府市消防本部の見解を聞いてまいりましたが、なかなかそういう中では納得のいくと申しますか、満足のできるお話が聞けていないというふうに現在私は考えております。そういう中で、私が消防本部に対してなかなか一度抱いてしまった疑念が払拭できないのは、幾つかの点で私の調査した事実と消防本部が発表している内容とが、食い違い続

けていることでもあります。

どういう問題かといいますと、一つは、隊員が消火救助活動で屋内に進入する直前に母親が来て、子供がいるかもしれないということで、一たん閉めたドアを再び開けて放水を始めたという、その部分にかかわる問題でありますし、今一つは、殉職してしまった草牧消防士の入室時の様子の問題でありますし、今一つは、隊員が室内で放水をしていたそのさなかに放水が停止された、あるいは停止したということにかかわる問題でありますし、いま一つは、十二時十八分ごろというふうに言われております東側の浴室の窓からのぞいた消防署員に対する対応の中身にかかわる問題などが、私のデータと消防署の発表する事実とになかなか隔たりを持ったまま並行し続けているわけであります。であるわけですが、しかし、消防本部は、一月二十七日でしたか、数名の構成員から、消防長を頭に調査委員会なるものを設置して、そこで精力的に審議をしているということでもって、その検討の途中であるということを経由になかなか多くのことを語ってくれないわけであります。そういう姿勢をとり続けて長いので、私も次第にやや根負けしつつある状況でありますけれども、その結果を見て、その調査委員会なるものの結果を見て、その内容いかんではやっぱり引き続き論争を継続していく以外にないのかなというふうな今のところ考えておりますが、この調査委員会は、私は何度か今年度いっぱいを目途にというふうな結論を出す段取りを進めているというふう聞いておりますが、本当に三月いっぱい、本年度中、つまり三月いっばいに調査委員会で結果が発表できるという段階に来ているというふうな認識していいのでしょうか。消防長、その一点について明確にお答えください。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

私ども、一月二十七日にこの事故調査委員会を設置したわけでございます。当初から三月末、本年度末までには一つの結論を出していきたいというふうにお答えをしておりますけれども、そのように努力をしていきたいというふうな思っておるところでございます。

○六番（池田康雄君） 今月残すところ二十日間、その残り二十日を前にしてまだ努力をするということで、三月いっばいまでに必ず予告どおり結論を出したいというふうな断言してもらえないのがまだ引っかかるわけですが、私は、十二月議会におきまして、今回の火災における事故の要因には、現在の消防の体制にその要因の一端があるのではないかという観点から質問をしてきました。そうして具体的には、条例定数百五十一名を大きく下回る現状の百四十三名体制には無理があるのではあるということ指摘してきましたし、指揮隊や警防課を廃止して予防課の中に吸収させたやり方には問題が多いのではないかというふうなことも指摘してきました。きょうは、十二月議会で持ち越した装備の問題について焦点を当てて質問してみたいと思いますので、残り十五分ですが、よろしく願いします。

まず、消防署では新人の隊員には、一般の隊員とは異なる消防服が支給されていると聞

きましたが、これは本当ですか。また、そのことは速やかにすでに改善されているのですか。お聞かせください。

○消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

新人職員の防火衣の件でございますけれども、消防装備の予算計上は、当該年度に予算計上を当然いたしますし、また新しく入った職員につきましても、当該年度の予算で購入をしていたというのが、これまでの状況でございます。これにつきましては、予算につきましては、県の補助事業で予算執行をさせていただきます。ということで、まず七月ごろに県の補助金として申請をします。県の方から補助の決定が来るのは大体十月ごろということになります。その十月の決定を受けて購入準備に入るということでございまして、新人職員が四月に入って、それから隊員の方に配付するまでにかかなりの時間を要するのが、今までの現状でありました。その間におきましては、現在、職員が使用しています防火衣と違った防火衣をそれまでの間使用しているところでございます。

それで、その状況を踏まえまして、どうしても年度の当初に職員に防火衣が貸与できないという状況でございましたので、本年度、財政課とも協議しまして、こういったことをちょっと改めよう、今回の事故を契機にまた改めて措置する必要があるということで、財政課と協議した結果、そういうことがないようにということで、一年の前倒しをしていただきまして、十四年度の予算の中で防火衣の購入をさせていただいたということで、来年平成十五年度に採用されます職員につきましては、入って間もなく支給ができるように準備をさせていただきました。今後もそういう形で新人の職員が入って、時間をかけないで防火衣を貸与するように変更をさせていただいたところでございます。

○六番（池田康雄君） 親切に答えていただいたので、ちょっと細か過ぎたところがかえってわかりにくかった部分もあったかと思うのですが、要するに早い話が、入ってきて間もない署員たちには、つまり一般の隊員たちが身につけているものとは違う、つまり一般隊員がかつて使っていたものを貸与しておったのだということでもあります。以前の消防服というのですか、防火服というのには、やっぱりそれなりの課題、問題があったがゆえに新しいものに切りかえたわけでありまして。それを予算云々というようなことで仕方がないことのようにして、あるいはある部分当然かのように、新入隊員には時期をおくらせて配付しておるということをやったわけではありますが、やっぱりこういうところが、今、課長さんの、今回の事故をかんがみて速やかに改善していただいて非常に結構なことではありますが、やっぱりこういう事故を経なければそういうことが改善できなかったということも、しっかり反省して課題にしてほしい。そして、そういうもし視点に立つことができれば、このほかにもそういう予算の関係、金額だけではなくて予算の支給時期等によって当然もっと速やかに対応すべきものがおくれているというようなこともないのか。つまり同根の問題、根が同じような問題はないのかというようなこともぜひ洗い出して対応して、少な

くとも人間の力で解明できるのではないかと、早く手を打てばできた問題ではないかと言われる部分を極力少なくする努力をしてほしいというふうをお願いしたいと思います。

次に、用語的には「非常招集」と言うのでしょうか、「緊急招集」と言うのでしょうか。少なくともある火事が起こった。ある一中隊という通常の勤務体制では手が足りなさそうな火事の規模である。こういうときに非番の隊員を招集しますね。そういう隊員たちが非番の中を招集の要請を受けて駆けつけたときに、火事場・現場に向かう装備は、本当に整備されているのかということについてお聞きしたいわけですが、その前に、田の湯火災などは、何か消防署員の約八割が動員されたというふうに聞いておりますから、当然一中隊以外の非番の人間を動員したということの意味するわけでありますが、その前にちょっと、非番の隊員が招集された、要請された、出てこいと言われた。現場に到着するまではどういう順序で現場に行くのか。そのプロセスは平均的にはどういうことになるのか、教えてください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

まず、火災が起こりまして、非番招集と言うのですかね、職員招集が必要な場合は、電話連絡網で参集をいたします。原則的には本署に集合という形になっておりまして、休みの職員が本署に集まるようになっております。

○六番（池田康雄君） その本署に集まって、本署で必要な装備をして、それだけ車両が豊富に残っておるとも思えんですが、ともあれその車両で現場に向かうのだらうと思うのですが、その本署に整備されている装備は、全非番者が一斉に招集を受けて消防本部に、本署にしたときに十分対応できる装備は整えておるといふ現状なのですか。その現状についてお聞かせください。

○消防署長（首藤正喜君） お答えいたします。

現在使っております上下式の防火衣が、平成十年度からの支給でございまして、予備のものはございません。したがって、先ほど庶務課長の方からも御説明しましたように、前回使っておりました防火衣を十八着のみ現在のところ準備して、災害出動に対応できるように準備いたしております。

○六番（池田康雄君） そういう対応が、日本で言えば「不十分な対応」なのです。そして、その原因は署長にあるのではないのですよ。お金というか予算にあるのだと思うのですね。だけれども、やっぱりそういうところをちゃんと、非番の者を全員招集をする火事が起こらんと限らん。田の湯火災が、署員の八割強の動員というふうに聞いておりますが、一〇〇%の動員を必要とする火事が起こらないとも限らんわけでしょう。だから、そういうケースにもやっぱり備え得る装備を通常の、古いものではなしに通常の正規の物として備えておくことが、やっぱり正しいあり方なのだとすることを前提にしてものを進めてほしい。そして、もちろんそれには一挙にお金がかかってとても間に合わないというこ

とであれば、その計画が見えるようにして、不十分ではあるけれども、あと二年で、あと三年でというようなことが絶えずほかの署員たちにも見えるような形でその情報を公開するということですか、その実態を把握させておいて、装備不備というような形でまた言葉が出てくることのないような対応をしてほしいというふうに思うのですね。

最後に、装備不備の問題に移るのでありますが、十二月議会のある記事を読み返しました。気になるところがあったので、議事録を読み返しました。こういう部分が議事録にありますね。ある議員が装備について尋ねた後、消防署長はこういうコメントというか答弁をしているのですね。「部屋に進入した署員たちは、当然正装で入ると思っていましたけれども、実際に負傷して出てきました段階、あるいはその後の検証で装備が整っていなかったということで」云々とあります。私は、この署長の軽率な答弁が、その後やっぱり署員の動揺なりいろいろな問題を与えてしまったのではないかなというふうに考えておりましたが、さきの総文の調査会の中で署長が、その後に消防長が、しっかりと訂正し、現段階での消防本部の見解をお聞かせいただいたのでありますが、この部分をしっかりと最後に、とりわけ「当然正装で入っていると思っていましたけれども」という言葉あたりを中心に訂正・修正すべきを修正し、今日の正しい消防本部の装備に関する認識を提示していただければ、今回の私の質問を終わらせていただきます。

○消防長（木村善行君） お答えいたします。

ただいま六番議員さんから御指摘ございましたけれども、過ぐる十二月議会でこの装備の件につきましては、署長から答弁をさせていただいた、御説明をさせていただいたところでございます。それ以後、総文の調査会で署長、それから私の方から改めて説明不足の面もございましたので、再度御説明をさせていただいた経緯がございます。そういうことでもう一度私の方から当日の装備についての考え方を御説明させていただきたいというふうに思っております。

火災現場での職員の装備につきましては、現場の状況や緊急性等の諸条件に応じて対応してきたのが現状であり、その面から考えますと、特にあの火災での活動が通常と異なっているものではございません。しかしながら、今回の事故結果を重く受けとめるとともに、火災現場は、いつ、どのように急変するかもわからないという教訓から、装備の重要性を改めて認識したところであり、現在は必要装備の着装についてより一層の徹底を図っておるところでございます。

なお、これまでの装備に対する指導監督責任については、私どもにあるというふうに考えておるところでございます。

○六番（池田康雄君） 多少部分的な言葉の言い回しには、もう少し積極性が欲しいなどは思いますが、私の質問をこれで終わります。

○二十七番（浜野 弘君） それでは、通告の順序に従いまして、質問をさせていただきます。

たいというふうに思います。

今さら申すまでもありません。我々が想像した以上に少子・高齢化がどんどん進んでまいりました。そういう中での社会福祉のあり方については、本市としましても最優先という形で考えていかなければならない時代になったというふうに考えております。そういう中で、具体的に福祉会館の問題と市老連、老人会の問題についてお尋ねをし、また御提言を申し上げたいというふうに考えております。少子化の問題につきましては、後ほど学校統合の方でちょっと触れさせていただきたいと思いますので、高齢化の問題について先に質問を申し上げたいというふうに思います。

もうこれも皆さん御存じのとおりです。四人に一人は高齢者と言われるような時代がまいりました。私ども、仕事柄いろいろなところに呼ばれていきますけれども、どの会に行っても余り公民館が満員になるというようなことは、それぞれの地域でありませんが、それぞれ長寿会の会合は、もう公民館に入り切れないというぐらいたくさんの高齢者の方が元気に活動をしておられます。そういう中でこの問題についても、また改めてお聞きを申し上げたいというふうに思うのですが、先に福祉会館の問題についてお尋ねを申し上げます。

このように多くの福祉課題を抱える別府市の福祉拠点としての現在の福祉会館のあり方、位置づけについてどのようにお考えなのか、お尋ねを申し上げたいと思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えいたします。

社会福祉会館の意義につきましては、先般の十六番議員さんですか、御質問をいただきましたけれども、とりわけ近年は地域福祉の充実が求められておりますので、その中で平成六年七月に特に高齢者対策の核的施設として誕生したわけですけれども、現在、手狭な状況にあるということで、この改修は急務ではないかということをお答えさせていただきましたので、現在もそういう状況でございます。

○二十七番（浜野 弘君） そうですね。はっきり言いまして、この福祉会館、もともとは、今、福祉会館のパンフレットにも出ておりますけれども、「市民の文化・教養の場として多目的な大広間、会議室、茶房室、相談室などを備えた施設であります」というようなことを書いております。確かに当初そういう形でできたのですから、なかなか思うように活動のできる拠点になっていないという部分はあるかというふうに思うのですが、そういう中で福祉会館という名目の中で「福祉の殿堂」という形で現在の福祉会館の形ができたというふうに私も理解をしております。ただ、先ほども申しましたように、高齢化社会の中で特にまた福祉の関係が頻繁にいろいろと行われる中で、やっぱりみんな市民の皆さんからも、どうしても今の福祉会館では手狭で便利が悪いというような声が出ております。逆に言いますと、先ほども触れましたように、それぞれの地域の公民館ではもう入り切れないような状態の中で、敬老会でも何でもほとんどが全部福祉会館を使うというよ

うなことで、逆にそういうことが福祉そのものの場としての妨げになっておるといようなことであろうかというふうに思います。ぜひこの問題については、今からの将来を考えますときに、皆さんが何とか活動する場として本当にすばらしい場所であるといようなものを、もちろん財政の都合もありましようけれども、考えていくべきではないかなといような気がしてなりません。

また、今触れました老人会も会員七千人を超えるといような形になってまいりました。そういう方々は、戦中戦後を通して日本のためにも頑張ってきた方々で、本当に別府のためにも頑張って福祉活動をやろうとい方々が大変多いようにお見受けをしております。ぜひ年配の方々にも、みんなが集い、みんなが協力して別府のために働けるとい拠点、ぜひつくっていただきたいなといような気がいたします。このことにつきましては、ぜひひとつ市長のお考えを聞かせていただきたいといふうに思います。

○社会福祉課長（山川浩平君） お答えいたします。

ただいま浜野議員さんから御質問をいただきましたけれども、この件につきましては、昨年の議会から引き続き、さまざまな形で御提言をいただいております。その中で、先ほど申し上げましたように、核的施設でありながら手狭な現状があるということに加えて、さまざまな福祉関係団体から改修方の要請が来ております。このことを踏まえましたら、ただいま議員さんからお話しいただきましたように、総合的な、長期的な見地に立ってこれの建設については市長さんから先般御答弁いただきましたけれども、そういうような状況で前向きな検討は、私としては必要ではないかなといふうに考えております。

○市長（井上信幸君） この件につきましては、昨年にも二人の議員さんからも御質疑があったようでございます。また、先般二月二十五日には福祉団体の皆様方、それから地域婦人団体の連合会の皆様方、もう一つはボランティア連絡会の皆様方十一団体が、こぞって陳情にお見えになりました。どうしても手狭で便利が悪い、そして使い勝手が悪いので何とか本格的な福祉会館をつくってほしいとい要望をいただきました。これに向けて内部でも鋭意検討しながら、住民サービスの観点から、また市民要求の観点から鋭意担当助役を中心に進めていき、また、あらゆる団体の皆様方のお知恵を拝借しながら、御意見を聞きながら前向きに検討させていただければと、このように思っております。

○二十七番（浜野 弘君） ありがとうございます。ぜひ、そういう方向でやっていただくといことで期待をしております。

それでは、続きまして温泉の問題について御質問を申し上げたいと思います。

まず別府八湯、これはかねてからこう言われておったのですが、最近とみにいろいろ市民団体も含めて別府八湯のあり方といものがお話し合いをされ、着実に前に前に進んでおるといような気がしてなりませんけれども、市としては、この八湯の現状について、また今後の計画についてどういう方向づけをするのかといことを、まずお聞かせをいた

だきたいと思います。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府八湯ということでございます。まず、井上市政における八年間の施設整備について御説明いたします。

平成七年度には、市民福祉向上を図るとともにコミュニティーの場となる市営温泉の整備として、明礬の無料開放温泉・鶴寿泉を新築いたしております。また、北浜温泉が完成しましたが、湯量不足のためオープンできませんでしたが、その後、温泉造成水を確保し、温泉造成施設整備を行い、平成十年にやっとオープンにこぎ着けたということでございます。平成八年には、全国八十九カ所の国民保養地の温泉地の中から環境省の選定を受け、柴石温泉の施設整備を行いました。年間約十二万人の利用者が現在のところ利用されております。平成九年度には、市民福祉向上などのため鉄輪の無料開放温泉・渋の湯を新築いたしました。平成十一年度には、田の湯温泉を改築いたしております。平成十二年度は、三カ年計画で堀田温泉の建設に着手し、平成十二年度には用地確保、用地造成を終えまして、平成十年より地元説明会を開催し、七回ほど開催いたしております。コンセプト、施設内容、管理体制などについて調整をいたしました。平成十四年度には、九月五日に地元説明会を開催し、施設概要を説明いたしたところでございます。事業といたしましては、実施設計を行い、現在施設を建設中で、三月に完成を予定しております。四月にはオープン予定ということでございます。平成十三年度には、市民福祉向上を図るとともにコミュニティーの場となる亀川温泉を代表する市営温泉として浜田温泉を建設いたしております。浜田温泉は、バリアフリーに配慮し、浴槽、トイレ、スロープ設置など車いすの方にも利用しやすい施設整備に取り組んでおります。また、特に観光客に人気のある別府海浜砂湯については、休憩室と管理棟を整備するとともに、砂湯に可動式屋根を設置し、雨天にも対応できる施設といたしました。

以上が、温泉課として取り組んだ整備事業でございますので、別府八湯におかれましても、私ども、今後泉質等いろいろな効能、そういったのを取り組んで、啓発を図っていきたいというふうに考えております。

○二十七番（浜野 弘君） ありがとうございます。前にも私、ここでお話をしたことがあるのですが、私ども、子供のころは、棧橋に着いたら必ずあの辺に四つも五つもお風呂があって、温泉があって、それからどんどん湯けむりが出るという中で、ああ、別府に着いたというような感じが、一番別府温泉に入ったときからのお客さんの気持ちであったと。ところが、今はなかなかそういうわけにいきません。逆に言うと八湯といういろいろ違う形の温泉を皆さんにできるだけ低料金で入ってもらう、見てもらうという形の方が、今の形に合うのではないか。そういう意味でもこの別府八湯、力を入れてやってほしいなというふうに考えております。

言葉が裏腹になりますけれども、その中で一つ問題になるのが、地域の市営温泉との絡み、市有区営温泉との絡みということになるかと思えます。これも皆さん御存じのとおりで、区営温泉はいずれも運営が大変厳しいということも事実でございます。そういうものも含めて市の方にはいろいろの要望もあろうかというふうに思えます。そういう意味では、今堀田温泉でも問題になっておりますけれども、観光客が入っていただく温泉の料金と市民が入っていただく温泉の料金という問題も含めて、いろいろな角度から温泉のあり方というものをやっぱり考えていく時期になったのではないかなと。昔の温泉の入り方と今の温泉の入り方とは、やっぱりかなり我々が見ても違うというような感じがします。そういう中での運営上の問題もありますので、ぜひそれもあわせて御検討をいただいて、よりよい形で観光客にも地元の方にも喜んでもらえるような温泉の運営をしていただければ大変ありがたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それから、温泉の最後になりましたけれども、楠会館についてお尋ねを申し上げたいと思えます。

これも、もう皆さん御存じのとおり、いろいろの文献にも載っておりますけれども、楠温泉はもう江戸の後期からあるという由緒のある温泉でございます。私も子供のころ、ある程度記憶をしているのですが、大きなクスノキの横からお湯がわき出て「楠温泉」というふうな名前になったということも、この由来の中に書いてございます。そういう中でいろいろ時代の流れによりまして、今のような会館になったということで、どこから見ても温泉というような感じがしないという中で、もう四十数年というあれがたちまして、最近はどんどんと壁が落ちて危ないというような状態になっておりますし、あのときはあのときで、できるだけ広い場所をとということだったので、その土地いっぱいには建物を建てたということで、温泉がぬるくなってもボーリングができないというような大変ややこしい状態になっております。そういうことで地域の皆さんも何とかひとつ昔のような情緒のある温泉にできないものかな、そうすることによって、これがただ温泉だけではなくて、商店街の活性化にもつながるというような考え方を持っております。どうかひとつこの問題についても、でき得れば別府全体のためにも、こういうことによって一番古い建物であります竹瓦と並んで由緒のある楠温泉、これを観光客の皆さんにも見ていただくという意味も含めまして改善方ができないのかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

楠会館は、御存じのように商店街に勤める方の宿舎と地域の方々が御利用する楠温泉、これが一体化しまして、昭和三十九年に楠会館として建設した経緯があります。現在、二店舗と十六世帯の方々が入棟いたしております。御指摘のように建設から三十九年が経過しまして、非常に老朽化が進んでおります。しかし、外側から見たのではちょっとわかり

ませんので、平成十五年度の予算に耐震調査を委託料として百九十八万一千円を計上いたしております。この耐震診断の結果と、議員さん御指摘のように商店街の活性化という立場から、楠会館を現在のまま継続するのか、それとも解体して新たな計画を策定するのかにつきまして検討を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほど別府八湯の件につきましては、温泉課長の方から御答弁させていただいております。

後段の料金、観光客、市民の料金の件でございます。これにつきましては、現在、一般の市民の方と観光客につきましては、料金そのものは一緒でございますが、市民券という形で割引の料金設定をしているところでございます。先ほど御指摘のありましたとおり、別府は共同温泉が市営温泉、市有区営温泉等々たくさんあるわけでございますが、別府の温泉文化の原点というふうなとらえ方をいたしております。市民の憩いの場であり、また別府八湯の最後の整備といたしまして、堀田温泉も先ほど申し上げましたように完成間近でございます。こういうことでとらえておりますが、先般、NHKで全国に向けまして、別府から五日間連続で「ひるどき日本列島」ということで鉄輪温泉の蒸し湯、さらには亀川の筋湯温泉、海浜砂湯、羽衣温泉、竹瓦温泉等々が全国に情報発信されたわけございまして、私ども、これにつきましては、大変ありがたく感謝しているところでございます。共同温泉につきましては、非常に家庭湯等々の普及さらには温泉施設の老朽化、さらには管理される方、自治会等々の高齢化、番台さんを含めまして非常に困難な状況にある。さらには共同温泉から七十歳以上になりますと、市営温泉の場合、さらに無料化ということで流れることもございます。しかしながら、今回の「ひるどき日本列島」を含めまして、市民の方々が市営温泉はもとより市有区営温泉等々にたくさん入っていただきまして、さらには先ほどから何度も申し上げます情報発信をさせていただいておりますので、別府市有区営温泉の恩恵に浴していただくよう、これからも取り組んでまいりたい、このように考えております。

○市長（井上信幸君） 二十七番議員の御指摘でございますが、まさにそのとおりだと私は思っております。また、私も就任以来、各地の温泉行政には随意、予算の許す限り建設をしてまいりました。先ほどからお話がありましたように柴石、それから明礬に一つ、鉄輪に一つ。それに田の湯が一つ、そして別府八湯の一角であります堀田温泉が、たたずまいとして昔の面影を失っていったということで、地域住民の方々が、平成七年度より、何とかひとつ八湯の一部を検討してほしい。しかし、それには土地もなかったし、また泉源確保についてもどうすればいいかということ鋭意検討してまいりました。そうする中で、この四年ほど前から担当部課長が真剣になって取り組んでいただきまして、現在の建築の運びになったわけでございます。四年前には、住民の皆様方が全会一致で、何としてでも

建設してほしい、別府の堀田温泉をよみがえらせてほしいという、こういう要望に沿って建築に入っているわけでございます。これがそろいますと、別府八湯が大体そろろう、このようになろうかと思えます。（発言する者あり）八湯は八湯ですから、そこでないところはぼつぼつまたやりますが、大体そういう面で一応八つの温泉場がそろろう、こういうことであります。

また……（発言する者あり）残りはまた続けてやりたいと思えますが、楠温泉につきましても、やはり建築三十八年になろうかと。当時としてはモデル的に非常にうらやまれたようなところでございました。私も子供のころを大体覚えているのですが、そのたたずまいがすべて今のような四階建ての建築であった。これを何とかしてほしいという、危ない、危険だという御要望がありますので、先ほど担当課長が言ったように、一度あの家屋をあのまま使えるのかどうか診断をしようではないかということで耐震調査に入ります。この予算を今回の議会で百九十八万一千円を計上させていただいた。こういうことでありますので、その結果を見て、また通り会の皆様方、地区の自治会長を中心とした住民の皆様方の御意見を聞きながら、やはりにぎわいのある場、そして繁栄が行える場として温泉の建設に邁進していきたい、このような希望を持っています。

また、今までの流れの中で市営温泉はまあいいとしましても、市有区営温泉、あるいは区営区有温泉という段階がございますので、この点につきましても、一応条例整備か何かをしなければならない。そして、きちっとやらなければならない時期に来たな。と申しますのは、区営温泉の経営する皆様方は皆、赤字だから何とかしてほしい、水道料金を下げてほしいというふうな、そういう御要望がどんどん来ておりますので、この辺もきちっと整理整頓して、やはり市民が安心して、また観光客が本当に楽しめる地方の温泉としてつくっていくべきだと、このように考えておりますので、どうぞひとつ御理解方をお願いいたします。

○二十七番（浜野 弘君） ありがとうございます。私ももう四代、別府に生まれ育ちまして、別府の昔からの形を知っているつもりでございます。そういう中でボーリングの技術が進んだのかどうかわかりませんが、大分県じゅうどこへ行っても温泉が出るというような時代になってきましたけれども、何といたってもこの温泉は別府の命でございますから、ぜひ、やはりさすがは別府だというような別府八湯をつくっていただいて、皆さんに喜んでいただけるようにしてほしいなというふうに思います。どうぞよろしく願いを申し上げます。

それでは、次に学校の統廃合、統合と施設の改善ということでお願いをいたしたいと考えます。

まず、南と浜脇の小学校が一緒になりまして間もなく一年になろうかというふうになりましたが、私は私なりに気になりますので、いろいろとお聞きはしておるのですが、教育

委員会側としてどういうふうに把握をしておるのか、御説明をいただけませんか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

統合後の南小学校の様子でございますが、昨年四月に開校しましたけれども、それ以前から両小学校、いわゆる浜脇小学校と南小学校でございますが、学校行事とか地域の行事を通じまして交流等を行いながら、新しい人間関係づくりに努めてきまして、二つの学校が一つになったことによりまして、学校規模が大きくなりました。子供たちにとってであります。校長先生からのお話によりまして、子供たちにとって友達がふえて楽しくなったとか、あるいは保護者のことでございますが、子供がお互いに刺激し合い、認め合うことによって自信がついたといったようなことをお聞きしております。先日は新しい校歌も完成し、着実に統合校の歩みが始まっているところでありますし、また、地域の方々もさまざまな行事等を通して、一つとなった南小学校の子供たちの健全育成にかかわっておられるようでございます。

○二十七番（浜野 弘君） 今、御答弁をいただきましたけれども、私も私なりに校長先生を初めPTAの会長さんやらあらゆる方といろいろお話をさせていただきました。私も統合の会長をさせられたので、大変それだけは気にしております。ただ、この統廃合に当たって私がやっぱり一番気になったのは、最初に私が議会に入ったときに北小学校の移転問題で、あれだけ市を二分するような問題が起こりました。今考えてみると、あのときはすごかったなと思うのですが、市長が議場に入れないというぐらいな、もう役所の中を賛成、反対で埋め尽くすというような考えられないような事態が、移転をするというだけで起こりました。統廃合というのは大変難しいというふうに、今度のことを通して私もつくづく思いました。ただ、総論としては、これだけ子供の数が少なくなると、よりよい環境を子供に与えるにはどうするべきかということをお聞きして、教育委員会の皆さんも十分に専門家としても検討なさった上の統合だというふうに理解をさせていただいて、私もそれなりに頑張ってきたつもりでございます。結果として皆さんが、私の漏れ聞くところでは、よかったと、してよかったという声の方が多くありますので、私もほっとしております。しかし、中には、つい最近でございますけれども、「浜野さん、あなたを私は好きなものだけれども、一個だけ恨みがある」と言うから、「何ですか」と言ったら、「私の母校がなくなった」というのをまだやっぱり言われる方もあります。そういうことを十分に心にしながら、次の統廃合に向けて教育界も頑張っていたきたいなというふうな考えであります。そういうところは総論賛成各論反対、これはいつの時代、どんな物事にもあります。いずれもありませんけれども、やはりこの学校の問題だけは子供が最優先でございますから、子供のためによりよい環境をつくるにはどうすべきかという形の中で話を進めていただきたい。もちろん教育委員会もその地域の方を配慮して、地域のコミュニティーセンターを初めいろいろの形のものをしてあります。そういうことでぜひしてほしい。

それから今一つは、前におります清成議員と一緒に東京の学校をいろいろ見させていただきました。その中で、新しいすばらしい学校ができて、あと何か問題が起こりますかということ聞いたときに、新しい学校が余りにも皆すばらしいので、古い学校の人から、そっちの学校に行きたいというような話がよくあるというような話も聞きました。つい最近、青山中学校からも、かつてのモデル校、今は見る陰もないということで建てかえの陳情がありました。大変お金のかかることばかりですから、いろいろあろうというふうに思いますけれども、ぜひひとつ将来の別府を背負って立つ子供たちのためには、予算をできるだけ使ってそういう方向でやっていただければ大変ありがたいなというふうに考えますので、よろしくお願いを申し上げます。何かお話がありましたら……。

○教育長（山田俊秀君） ただいま、大変ありがたい御提言をありがとうございました。私どもも、私が二年前に教育長に就任したときの私の気持ちは、とにかく子供たちが大きくなったときに、別府で生まれ育ってよかったなというような、そういうような教育環境をつくりたいということで、私は教育長に就任したつもりでございます。この気持ちは今も変わっておりませんが、これから先も教育委員会挙げてこの気持ちで取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく御指導お願いいたします。

○市長（井上信幸君） 今、教育長からお話ありましたが、行政をつかさどる立場としまして、常に五年先、十年先を読まなければなりません。現在、例えば中学三学年の生徒数二千三百数十名でございます。五年先になりますと、この中学の三学年の生徒数が千八百名台に落ちるといふ、こういう超少子化時代が到来します。この点、ひとつ出生率を踏まえながら、また将来の展望を考えながら学校の統廃合あるいは建設にかからないといけないう、このように思っておりますので、常に条件整備をしながら五年、十年先を想定に入れながら行政を、特に私は行政でございますが、教育委員会とも相談をしながら教育行政の方にも推進していただきたい、このように思っております。

○二十七番（浜野 弘君） それでは最後に、観光問題と商店街の対策についてお聞きを申し上げたいと思います。

この問題につきましても、もう当然と言えるほど論議もいろいろされましたが、なかなか全国的な不景気の中で商店街対策というのも思うに任せないということが現実でございます。先ほどの学校の問題もしかり、温泉の問題もしかり、皆さんがよかれと思ってしても、なかなかこちらの思うようにスムーズにやっばり進んでいかないということは、いつの時代でもあります。そういう中で、かつてあれだけまた問題になりました今のコスモピアの問題も、あのときには、みんながこれをつくることによってずうっとみんな商店を回遊して、すばらしい商店街になりますよということで、賛否両論ありましたが、私はどちらかというところと反対の方だったのですけれども、そういう中で皆さんが英知を絞って一生懸命やっても、その結果がなかなかうまくいかないということもあります。現状は、今は少

なくても商店街は大変な形になって空き家の方が多いというような状態になっております。ただ、皆さんがやっぱり一生懸命やった結果の賛否の中のですから、そういう形のものも含めまして、実は井上市政もこれは八年の最後の議会です。やっぱり今までの経験も踏まえてどうすることが一番いいのかというのは、慎重で、しかも迅速にやっていただくことによって市民のために、市民が喜んでいただくような政治をしていただきたいなということをお願いして、終わりたいと思います。

○二十三番（岩男三男君） それでは、質問をしまいいります。

「山は富士、海は瀬戸内、湯は別府」。まさに油屋熊八が別府温泉が日本一であるということ、を、「日本一」という言葉を使わずに宣言されたわけですが、「平成の熊八」を名のる井上市長におかれましては、非常に尊敬する方のようなのですが、私もこの別府観光の原点を開きました油屋熊八のすばらしい政策に感銘を受けている一人でございます。

さて、そうした中で四月に統一地方選挙を迎えようとしております。市長も私も議員も市民の洗礼を受けるわけですが、いろいろと総括をされて、とかく現職というのは、いい面は評価されずに悪い面が何かと大きくクローズアップされる傾向にありますけれども、いい面、悪い面を含めて若干質問しながら、また要望等も行っていきたいと思っております。

市長並びに議会も力を入れまして、県知事に働きかけて誘致しましたAPU、アジア太平洋大学。この誘致によりまして建設業者の間からは、別府のまちが一変した、アパートやマンションのつち音がいまだに響いている。この不況の折、まさにこのAPUのおかげで活性化がもたらされたというような声も上がっております。学生もAPUの二千八百六人、そしてまたことしの四月、九月と新しい学生が入学してきます。特に優秀であった九名が、四年を待たずして卒業したと、このようにも聞いております。一方では、このAPUの学生が、日本に来たらアルバイトがあると思って来たのに、なかなかアルバイトがない。ついに行き詰まって帰った、このような声も聞いております。もろもろを含めながら、またこの件については後刻具体的に質問に入っていきたいと思います。

さて、そうした中で私も市民の皆様とお話をする機会が非常に多いわけですが、一番最初に通告しております福祉バスということで、枝郷や山間地に行きますと、今まで車が運転できて主人が買物に乗せていったけれども、高齢化のために主人が車に乗れなくなった。あるいは、ひとり暮らしになってバスを志高湖入り口まで乗ってきても、あそこからタクシーを呼ぶこともできない。非常に困っている。何とか安心院や、あるいは庄内町のように福祉バスを走らせてくれることはできないかと切実な声があります。また、扇山等に行きまして、やはり、固有名詞を出して大変申しわけありませんが、例えば鶴見病院に行こうとした場合に、別府駅まで行って、それからバスを乗り継がなければならない。そういうことで別府市も過疎化対策としてバス会社に対して補助金を出しているようにありますけれども、その現状と、今後こうした高齢者対策として福祉バスに対する当局

の考えをお示してください。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

福祉バスにつきましては、全国的に見ても過疎化が進み、路線バスの廃止に伴い山間部、過疎地などの交通手段として福祉バスを運行しているところもございます。別府市としては、交通体系整備促進の生活バス路線維持費補助金で路線バスの廃止路線に手当をし、運行を継続しているのも、考え方によっては「福祉バス」というふうにとれるのではないかと考えていますが、高齢者や障害者の利便を考えると、今後検討すべき課題と認識しているところでございます。

また、現在実施しています山間部の町村や他市の状況など情報を収集し研究していきたいと、今後考えているところでございます。

○二十三番（岩男三男君） この路線バスに対して三百二十三万何がしの補助金を出しているわけですけれども、何かこう、担当課長、通り一遍の答弁のような気がしてならない。もう少し高齢者に対する思いやり、そういうものが切実な問題なのです。都市部に、例えば熊本とか博多とか行きますと、バスの全路線、どこまで行っても百円とか二百円とか、非常にバス料金が安い。別府市の場合、非常に高い。だから、こうした「シルバーバス」というのですか、高齢者の方々が自由にいろんなイベントとか買い物とか、そういうものができるような施策を考えることができないか、もう一度お伺いします。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

ただいまの御質問の中に、今後百円バスとか、そういうものも含めて考えてはどうかということですが、今、実際に実施しています市町村等の情報収集などをしまして、今後十分に検討・研究していきたいと考えているところでございます。

○二十三番（岩男三男君） 市長、お考えがあったら後で、まとめて答弁をいただきたいと思います。

こうした中で障害者の方や高齢者が市役所に来るのも大変な状況にある。この件は答弁は要りませんが、例えば印鑑証明とか住民票等、役所に来なくても、もう今は無線も発達した時代ですから、そうしたものが各戸に届けられるようなそういう政策もぜひ考えていただきたい。この件については、また六月議会で質問をしてみたい。

次に、障害者対策としまして、これは朝日出張所のカウンターが高いということで、カウンターを一部切断してかぎ型にして、障害者や高齢者、車いすの方も対応できる低いカウンターを設置してもらいました。また、別府市役所の庁舎内もすべての市民に対応するそうしたカウンターも低いカウンターを市長の配慮もあってつけてもらいまして、非常に利便性がよくなりました。そうした中で、先ほど障害問題についてどなたか質問されましたけれども、知的障害者の保険適用。先ほど「A1、A2」あるいは「B1、B2」という言葉が出ましたけれども、大分市では、知的障害のB1の人たちには保険適用されてい

るというか、担当部局でちゃんと調べていると思いますが、別府市と大分市の違い、これを明確に述べてください。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

きょうの午前中の一般質問の中で十番議員よりございましたが、本市では、補助対象でございます障害者手帳の一級、二級及び療育手帳のA1、A2の保持者を対象としております。なお、大分市では、補助対象外の障害者手帳三級と療育手帳のB1を対象としており、これはすべて単費で賄っているようでございます。

○二十三番（岩男三男君） 大分市と別府市は、大分市が中核都市という位置づけがされているというものの、こうしたすぐ車で十分か十五分の差しかないまちでこういう差別がある。これはやっぱり住んでいる住民にとっては非常に不信感を持つ。それほど多くの人数ではないと思いますので、ぜひこの件も検討課題として取り上げてもらいたい。

それから、現物給付に対しても、先ほど一・四倍程度ふえるのではないか。この一・四倍、現物給付をしたときに一・四倍の給付がふえると言うけれども、この〇・四の人たちは、体が不自由なためにここに申請に来れない人もいるわけですから、こうしたこともぜひ配慮していただきたい。

それから障害福祉課。部長がいらっしゃいますから質問しますけれども、例えば障害者の靴、特殊な靴あるいは補聴器。こうしたものに対して靴は一足、補聴器は五年、こういう決まりがあるのですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

補装具につきましては、法律の決まりがありますので、それに準じて市の方が申請を受けて交付するということになります。

○二十三番（岩男三男君） 担当課長が入ってないから、通り一遍の返事だと思うのですがけれども、例えば靴、履きかえがない。補聴器、子供は遊び盛りです、耳から落ちて壊れた。「規定です、規定です」ではなくして、もう少し対応を、「規定があります」、そんな大した金額ではないのですから、担当者のところに行っても「規定です」、もう一方的という声があります。もう少し温かい配慮を御検討していただきたい。このことは、また後日、再選されて登壇した場合、六月議会で取り上げたいと思いますので、よろしく願いします。

次に、出生祝い金についてお伺いいたします。

出生祝い金の第二子、この件については、我が党の原議員が十二月議会、その前も取り上げてきました。第三子以降の出生祝い金についてはずっと要望してきまして、第三子十万、第四子二十万、第五子以降が三十万ということで、これは大変感謝いたします。しかしながら、さきの十二月議会でも我が党の原議員が質問したように、出生率が別府市の場合一・一九と、全国平均よりも下回っております。ぜひこの第二子が重要であるというこ

とを強く要望してきたところですが、鳥取県ですか、ある市で（「富山県」と呼ぶ者あり）富山県、百万円という出生祝い金を出したところ、一遍に双子ができて二百万円をもらったというところもあります。子供を産み育てる、大変です。子供を産んでよかったな、そういう時代をつくらなければ少子・高齢化の時代はどうしてもこの別府も、そして日本の国も行き詰まってしまう。したがって、第三子以降、市長が特段の配慮で日出町より大幅な、大きな出生祝い金を計上していただいたことには感謝いたしますが、第二子、ここが最も重要であるという点を強調し、原議員も質問してきたところですが、この点についてもう一度答弁を求めます。

あわせて、出生祝い金を差し上げるようになって、少子化に対して多少なりとも、「多少」という言葉はよくありませんけれども、子供がふえているかどうか、この点について当局として掌握の状況をお知らせください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

出生祝い金につきましては、昨年度平成十三年度から、別府で生まれた別府っ子の誕生を祝福するとともに、将来の別府発展のため、次代を担う児童の確保とその健やかな成長を図る目的で実施した事業でございます。

ただいまの御質問についてでございますが、出生者数につきましては、平成八年度以降、千名を境に微増、微減という状況が続いております。こういう中で平成十二年度、実施前から見てみますと、第一子、二子、それと第三子以降ということになりますが、平成十二年度におきましては、率的に一子、二子で約八五・五％、十三年度におきましては八三・三％、また十四年度におきましては一月末現在でございますが、八一・四％、四・一％の減というふうになっております。三子以降につきましては、その逆で、十二年度から見ますと四・一％の増ということになっております。この十三年度から実施した事業でございますので、十四年度、今年度からその効果というのは私どもあらわれるであろうというふうに思っております。ことしの一月末現在で言いますと、出生者的には三十四名の減でございますが、三子以降の誕生、そしてまた祝い金を支給した数につきましては、昨年十三年度の百二十七名に対しまして百五十四名、二十七名の増でございます。こういうこと、総数からしますと若干減ってはおりますが、その中で増加しているということは、私ども、一定の成果ではなかろうかというふうに思っております。第二子からということもございしますが、今後の三子の、これがまた状況を見る中で第二子以降もまた考えてまいりたいというふうに思っております。今年度、十五年度の予算計上におきましては、二百五名という人数で、私ども期待を持って予算計上をさせていただいております。

○二十三番（岩男三男君） 出生祝い金の効果があらわれていると、このような答弁がありましたので、ぜひ第二子、ここもまた六月議会で確認してまいりたいと思います。

さて、次に観光行政について通告をいたしております。

温泉を活用したまちづくりということで、何点か今まで私も要望して、その後確認をしてない点がございますので、まず温泉課にその点を確認した上で質問に入ってまいりたいと思います。

まず、市営温泉のトイレに手すりを設置するようということで議会で要望してきました。だんだん高齢者がふえてきまして、私のおふくろも八十五歳になりまして、障害の一级になりまして、家の中に手すり等が必要になってきました。靴を履くときも手すりがあったらいいな、いろんなところでそういう声を聞きます。この市営温泉のトイレの手すりは、すでに設置をされたのかどうか。その確認とあわせて、入浴するときにはやはり何か持って入りたい、そのような声がだんだん高齢者の方から聞こえてきますけれども、浴槽に入るところ、その他階段、危険と思われる場所に市営温泉、もちろん民間の温泉もつけてもらいたいのですけれども、それとあわせて市営温泉の浴槽にどぼっと入るのが危ないという声もある。中に階段、そうしたものも配慮しているのか、そういうことをまず答弁してください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

便所に手すり設置、浴槽等に対する手すりの設置等につきましては、近年改築した温泉施設は、脱衣室と浴槽のなるべく段差の解消をなくすということで取り組んでおります。浴槽の中に段差をつけたり手すりを設置いたしておりますが、以前の市営温泉につきましては、トイレに手すりがなかったのが現状でした。平成十二年において全部の市営温泉にトイレの手すりを設置いたしております。浴槽の手すり等につきましては、逐次整備を図っていきたいと考えておりますが、最近では浜脇温泉に階段のところの手すり設置、そして浴槽の中に手すりを設置いたしております。

温泉課といたしましても、高齢者や身障者等に入浴しやすい温泉施設にしたいと考えております。

○二十三番（岩男三男君） すべてのトイレに手すりを設置したということで、大変にありがとうございます。浴槽についても、今、課長が答弁したとおりに、ぜひ対策を講じていただくようお願いいたします。

さて、観光行政の中で温泉について、私ども政党といたしまして、昨年に九州温泉活用議員連盟なるものを立ち上げて、まず日本一の温泉地別府市から、この九州の温泉地を全国に発信しようということで、別府のピーコンプラザで九州温泉議員連盟の発足をいたしまして、そのとき、助役も出席していただきまして、大変にありがとうございました。

今回の選挙戦に臨んでそれぞれのリーフレットといいますが、それぞれの政策、そういうものを見るのに、ほとんどの市長候補、県議候補がみんな、「温泉を活用したまちづくり」ということを大きく掲げております。こうした中でまずは別府八湯。今度、堀田温泉が仲間入りするわけですけれども、この堀田温泉の皆様方の強い要望に対して、市長も温

かい配慮をされているようにあります。この堀田温泉、今後ただ単に別府八湯の一つであるという位置づけではなくして、この周辺にはいろんな名所がたくさんあります。また別府温泉、柴石にしましても、それぞれに個性を持った温泉、どのおふるにも行ってみたい、そういうパンフレット等も必要かと思えますけれども、まず、この堀田温泉に対して当局としてはどのような位置づけをお考えですか。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。現在建設中の堀田温泉は、別府の西の玄関口に位置することから、堀田温泉郷を代表する温泉として、内湯に加え植栽や岩組みをした季節感のある露天ぶろを整備いたしております。入浴後にくつろいでいただけるように、別府湾を眺望できるように休憩室を設置いたしております。また、市営温泉で初めての試みとなるオストメイト対応のトイレを設置するなど福祉整備の充実も図っており、より多くの方に利用していただくことを期待しております。

二十三番議員さん言われましたように、御質問がありました件につきましては、堀田地区は昔から湯布院、日田、太宰府方面へ通じる重要な交通の要衝でございます。江戸時代以後、温泉場として繁栄した歴史があります。温泉施設の南側岸壁には羅漢像が祭られており、当時の姿を残しております。そのすぐそばには、別府市内へ給湯する堀田泉源があることから、堀田泉源の歴史的背景や温泉造成の仕組みを知る上でも貴重な体験ができる場所だと考えております。これらを活用する周辺環境の整備には、堀田温泉を利用する方が自由に散策できることと、子供たちが温泉を学ぶことができる総合学習の場として活用することも視野に入れながら、どの程度の規模・内容で整備していくのが適切なのか、温泉課としても関係課と協議しながら検討していきたいと考えております。

○二十三番（岩男三男君） もう少し突っ込んだ質問をしていきますけれども、その前に、温泉課長、あなたのもとに別府八湯、あるいは別府の温泉の状況について講演依頼が殺到した、このようにお聞きしているのですが、何力所ぐらいでどのような講演をしたのか、最初にお伺いします。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

ことし一月中に地域の方から、別府八湯について、別府温泉の泉質についてなど、温泉のことをよく知りたいということで、六地区から講演依頼がありました。講演の内容につきましては、別府八湯めぐり、温泉課で作成し、出席者約四百名の方に配布し、別府八湯ガイド、別府八湯に該当する市営温泉を示し、各市営温泉の泉質、効能を説明いたしたところでございます。なぜ別府温泉が日本一かを一応私ども説明いたしまして、源泉数は二千八百四十五個、湧出量一日当たり十三万七千四百十キロリットル、泉質の種類、地球上には十一種類のうち別府では十種類、そして別府温泉は入浴や飲用だけでなく、農業、園芸等百二十八件の多目的利用にも活用されているということを皆さんに、市民の方に周知・啓発を図っております。先ほど言いましたように、今後温泉を活用するということで、

温泉を活用した健康づくり、温泉地の活性化、振興を目的とした温泉や温泉地に関する、温泉を利用した公的医療保険を適用することなど、井上市長並びに別府市議会が国に要望書を提出し、九州温泉活動推進連盟が発足するなど、温泉地の活性化のために動いていることを説明いたしております。

以上のように、別府温泉を知っていただくとともに、市営温泉の泉質、効能などの啓発を図ってきました。

○二十三番（岩男三男君） すばらしい講演の内容が伝わってくるようでございます。

さて、そうした中で私どもは、多くの市民の方々の協力をいただいて、この温泉を活用した健康づくり、あるいは別府市の活性化ということで、我が党の伊藤議員団長が坂口厚生労働大臣のもとに届け、近く坂口厚生労働大臣も別府市に来てくれる予定になっております。そうした中で別府市としては、この温泉活用推進フォーラム、こういうことも伝え聞いていると思いますけれども、温泉を活用した健康づくりに対して何名かの方に答えられた傾向もありますけれども、今一度この件をお伺いしておきたいと思います。

○温泉課長（安部和男君） 温泉を活用した健康づくりの取り組みに対する御質問でございますが、温泉療養に関しましては平成十四年……、先ほど述べましたから割愛します。

温泉を活用した健康づくりには、市営温泉では湯都ピア浜脇に温泉利用指導者がおりまして、多目的温泉の入浴やトレーニング機器を使った運動指導により、利用者の健康増進に努めております。平成十四年度には、二月末日時点でございますが、千八百名程度の利用・指導者の実績となっております。別府温泉全体の温泉利用による健康づくりとして温泉療法の保険適用も一つの選択肢ではないかと考えておりますが、全国規模の問題でありますので、実現すれば医療、保養を基本にした長期滞在型の観光地の模索ができるのではないかと考えております。同様趣旨で一月三十一日に、別府市温泉活用推進市民の会が、温泉活用により別府市を日本の健康増進振興地にする要望書が五万五千八百五十八人の署名簿を添えて井上市長に提出されております。こうした流れを踏まえ温泉課といたしましても、今後の課題としまして関係機関と連携をとりながら温泉活用ということで取り組んでいきたいと考えております。

○二十三番（岩男三男君） ぜひ温泉特区、特別区というようなことも視野に入れながら取り組んでいただきたいと思います。今、課長の方から健康づくりということでお話がありましたけれども、せんだって、私は、神奈川県温泉プールに見学に行かせてもらいました。「見学に行く」と言ったら、「来ないでください」と言われるような答えが返ってくるのです。なぜかなと思ったら、健康器具が十年昔に入れたもので、今さら来られても恥ずかしいというのですが、湯都ピアの健康器具は、今どのようになっているのですか。これは買い取り方式であれば、今言ったような状況が発生するのですけれども、その点をお知らせください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

湯都ピア浜脇のトレーニング機器のことに關してでございますが、平成十二年度に温泉課に所管がえ、再開発課から所管がえになっております。以前は買い取りということで、そういうふうに取り組んでいるということで新しいの古いのまちまちでございました。その兼ね合いから、利用者から苦情等いろいろありましたので、温泉課所管になりまして、十二年度で振興センターをお願いいたしましてリース制にいたしております。ですから、リース制によりまして、全部新しい統一したトレーニング機器というふうに、現在、利用者からもお礼の言葉もいただいておりますし、活用されているということでございます。

○二十三番（岩男三男君） 温泉の総括といたしまして、このたび堀田温泉が完成し、間もなくオープンされると思えますけれども、これは答弁は要りませんけれども、私は、少しだけ提案というか、今後の検討課題として残してもらいたいことが二点あります。

まず一点は、小・中・高、子育てに大変なとき、我が党で強く要望し、児童手当も小学校三年生まで支給できるように現在になりました、四月からですね。こうした子供を持つ母親を助けるという意味から、まず小・中・高、高校生までぐらい今の子供料金、中学生、高校生になりますと市営温泉に入らなくなる、共同温泉離れが進む。そういうことが一つ。

もう一点は、市営温泉の入浴回数券、通称市民券ですけれども、これは市民が平等であるべき。この地域だけはこの料金ですよ、この地域はこの料金ですよというのは、これは平等感に差が生ずる危険性がある。したがって、私は、市民券はこの地域だけが高いのではなくして、全部平等にすべきだ、このことを主張しておきます。

そしてまた、たまにしか入らない、あるいは観光客の方々に対する入浴料については、民間を圧迫しないような料金、こうしたものを今後考えていただきたい。このことはまた六月議会で取り上げますけれども、これを強く要望しておきます。

さて、次の質問に入らせていただきます。今のことで答弁があればしても別に構いませんけれども、あえて六月議会まで待たせていただくことにします。

次に、農業祭について。

さきの農業祭について、我が党の堀本議員の質疑の中で、どうもいまひとつはっきりしない。市長の答弁の中では、別府公園が非常に傷むので、県の農政部長を呼んで嚴重注意した。私どもが今、一すみません、事務局、非常に温度が上がってきたのですけれども、調整をお願いします一いろいろな語らいというか、市民との懇談の中で、この農業祭を復活してほしいという声は、いろんなところから上がってきます。しかるにさきの答弁では、何か別府市は単独のものをやって、農業祭は全く働きかけないのだというようなイメージで伝わってきました。県としては、別府市にもう農業祭を別府市ではやらないという方向性を示したのか。別府市が断ったのか、今後も県に対して働きかけていこうというのか、そのところが何か今一つ明確ではありません。市民の間で、なぜあの農業祭をやめたのか

という、そういう声があるところから聞かれます。そしてまた、農業祭に来た人たち、これは耶馬溪とか日田とか玖珠とか、いろんなところからその地域の町会議員さんも来て、出品した人を激励して別府市に泊まっていく、そのような傾向も私の友人も何人か来ております。これが、あたかも何か別府市が「どこかへ行け」と言って追っ払ったようなイメージで伝えられている部分と、県に対して、もちろん知事がかわるから、この次も農業祭を継続してやるかどうかというのは、それは不明でしょうけれども、しかし単独でやるか、県がやるなら働きかけていくのか。七百万か一千万ぐらい別府市の負担金があるようですよけれども、この点について明快に市民にわかるように答弁をしてください。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

農業祭につきましては、先般も若干市長、助役の方からお答えいたしております。開催場所につきましては、農業委員会の実行委員会で協議・決定するという事は、お答えしたとおりでございます。それで、二十五回大会が、大分県農業文化公園で開催するということが決まった経過について若干説明をさせていただきます。

第二十五回大分県農業祭開催計画ということで、平成十三年三月五日でございますが、農業委員会、農業祭実行委員会の幹事会がございまして、県の方から協議事項といたしまして、第二十四回、前年の収支決算、さらには第二号議案としまして、第二十五回大分県農業祭開催計画案ということで示されたわけでございます。この中で趣旨といたしまして、四半世紀を迎える今回の第二十五回大分県農業祭は、二十一世紀初頭の節目でもあることから、希望あふれる農業の未来をコンセプトとして、新しく開園する大分県農業文化公園で開催するという事の御提案でございます。開催時期につきましても、十三年十月二十七日と二十八日の二日間ということで、先ほど申し上げましたように、開園することから広く県民にPRするため大分県農業文化公園で開催する、こういう議題のもとに御提案をいただき決定したということが経緯でございます。

それから、単独のものをやるかということでございます。これにつきましても、さきに御答弁もさせていただいておりますが、今後につきましては、JA等そういう声も上がっていることとございますし、さらに関係者と今回の議会の御提言等を踏まえまして、総合的に今後の対応については検討していきたい、このように考えております。

○助役（安倍一郎君） 補足をさせていただきます。

別府市でいわゆる農業祭を今後やるのかやらないのかという御質問でございますが、別府市で農業祭をやらないと、こういうふうに県に対して申し上げたことはございません。さきの七日の質問にも御答弁申し上げましたが、別府市としては、別府で農業祭をやることについてクローズはしてない、窓口は開けております、こういうふうに話しております。

それから、今年のビッグアイのスポーツ公園に農業祭の開催地が決まるようでございますが、これにつきましても一月二十二日に開催されたこの実行委員会の席では、第一候補

としてビッグアイのスポーツ公園、それから第二候補として農業文化公園、それから三番目として別府市と、別府公園と、こういうことが一応検討の俎上に上っております。今後とも、県が今後農業祭をどのように運営をされるかはわかりませんが、そうした中でまた別府開催についても議論がされるものと、こういうふうを考えております。

○市長（井上信幸君） 七日の定例市議会の一般質問で、九番議員からの御指摘がありました。これに助役も私も答えておりますが、あるマスコミでは、これでは断ったも同然だと、「県農政部長に厳重注意」といって、こういうふうなタイトルで載っておりますので、もう一度詳しく私からその内容について御説明をいたしたいと思っております。

その経緯につきましては、担当部長、今、助役からも御説明がありました。まさにそのとおりでございます、別府市は、断っても何にもしてないわけでございます、山香の農業公園が建設されましたので、県の実行委員会として山香の農業公園にやはり県として行くのは当然だったというふうな形の中で行ったようでございます。私どもも残念に思いましたけれども、しかし、主催者は県でありますから、県が山香農業公園に移っていったと。二年実施いたしましたけれども、二年とも少しお客の量が少ないということから、このたびはビッグアイの方に移そうか、第二案は農業公園にしようか、第三案は別府市で再度やらせていただくかと、このような案が出ておるようでありますから、県のやはり御意向に従ってこちらを受け入れるときは受け入れたい、このように思っております。

それと、この経緯でございます。何か私が厳重注意したとかいうのは、芝生の問題では、当初七年の五月に私が就任して、たしか十一月に農業祭があったと思っております。そのときは、搬入車両が余りにも乱雑に芝生の上に駐車されておりましたから、これについて別府市の担当部長、課長に厳重注意をするようにというお話をしてまいりました。二年目も同じような状況でしたから、注意をして駐車場に入れるように。この二点でございます。この二点が、私からのお願いでありました。たしか四年目になって、あの売り場の内容について担当部長、課長からその店舗名を見せていただきましたところ、別府市からの生産者が一店舗も入ってなかったわけです。普通、農業祭というと農家の生産品を店舗にずっと出していたでいて、そして販売していただくのが筋でございますけれども、それがなかったので、当時の農政部長に、「どういことでしょうか。別府市の農業生産者が一店舗も出ないのはどういことでしょうか」と、こう言って私は注意を申し上げたのです。こういう経過なのです。これはやはりにぎわいを醸し出すために、当然別府市の生産者が入るのが、私は当然だと思いました。入っているものと思ったけれども、別府市の農業生産者が一人も入ってなかったということに対して大変残念に思いましたから、当時の農政部長に、今後こういうことのないようにという御注意を申し上げたわけです。

これが経緯でございます、だから、それが原因で山香農業公園に行ったなんということとは、私もさらさら思っておりませんし、またでき得れば県とタイアップし、別府市も七

百五十万補助金を出しておりますから、やはりにぎわいのある、そして地産地消で生産者と消費者が相まみえ交流できる、そして安全な、農薬のないすばらしい野菜を提供していただきたい、このことを申し上げたわけでございますから、どうかひとつこの辺誤解のないように御理解をいただきたい、このように思います。

○二十三番（岩男三男君） 山香農業公園は、私の生まれ育ったふるさとであります。あそこに持って行って決して悪いとは私は思っていません。ただ、別府市選出の県会議員もいるわけですから、何でここに残すように県に働きかけなかったのか。あたかも別府市だけの責任にされ、我々議員もその責任の一端がありますよと、あたかも別府市が追い払ったような宣伝をされても困る。県会議員に対してもぜひこの際、やはりそれなりに働きかけて、別府市に誘致する気持ちがあるのであれば、知事がかわれば方向がどうなるかわかりませんが、きちっと市長と県議会議員との対話等も改選の後には考えて、市民が必要とする、別府市の活性化のために必要であれば、毅然たる態度で臨んでいただきたい、このことを強く要望しておきます。

さて、そうした中で環境問題について質問通告をいたしております。

環境美化条例。たばこのぼい捨てをすると罰金三万円、このことをいまだに知らない市民もたくさんいると思いますが、まず担当課長、この環境美化条例、特にたばこのぼい捨てについて、市民にPRも含めてどのようになっているのか、いつ制定され、今後どのように推移していくのか、答弁をしてください。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

別府市地域環境美化条例につきましては、平成十三年四月一日から施行し、現在約二年を経過しようとしているところでございます。この間、市職員によります指定地域内のパトロールや街頭での啓発活動というものを行ってきたわけですが、路上での喫煙等に対しましては、ポケット型の灰皿を配布する等、ぼい捨てをやらないようにマナーの徹底を呼びかけてきたところでございますが、なかなかまだ十分に徹底していないのが現状だと認識しております。

指定地域内でぼい捨てが発生する要件といたしましては、やはりごみの散乱が原因ということが十分考えられますので、指定地域内の清掃を行うということで、現在別府駅周辺、それから東別府駅周辺、関の江周辺、別府インター周辺、この四カ所につきましては、週に二回程度の清掃を業者により行っていただいているところでございます。他の観光港それから別府公園につきましては、それぞれ管理者で清掃を行い、良好な状態に保たれている状況でございます。

今後も一層啓発に力を入れていくとともに、清掃活動によりきれいな地域にしておくことが、ぼい捨ての防止になるものと考えておりますので、この辺に力を入れていきたいと考えております。

○二十三番（岩男三男君） 平成十三年に美化条例が制定されて、別府のまちがきれいになったと言えるかという、至るところで「別府のまちは汚いな」、こういう声が上がってきます。さきの議会でも私が提案し、関の江の放置車両、あれを撤去するように呼びかけたところ、ある新聞がキャンペーンを張っていただいて、あの関の江の北の入り口がきれいになりました。また富士観ホテル、ナフコの海岸線、ここも放置車両がたくさんありましたけれども、これも都市計画課、土木課が努力していただいて、非常にあの海岸線がきれいになっております。しかしながら、いまだに観光客の集まるそうした場所が非常に汚い。駅前もそうしていると言いますが、必ずしも別府のまちがきれいになったとは言えない。もう少し力を入れてこうした市内の清掃、それからたばこのばい捨て、これもごく一部なのですけれども、地域を指定している。むしろ全市内、そしてまた歩きたばこ、歩行中のたばこは全面禁煙にすべきだと思いますが、担当課長、どのようにお考えですか。すでに実施している市町村もあるようです。

○環境安全課長（高橋 徹君） お答えいたします。

別府市全域でばい捨ての禁止をとということでございますが、現在、他の法律によりまして、もちろんどこでもばい捨てをしてはいけないということは決まっておりますが、この条例の趣旨といたしましては、特に指定した地域を決めて指導を強化し徹底していこうという趣旨で定めておりますので、今後も力を入れていきたいと考えております。

また、歩きながらのたばこにつきましては、すべて禁煙にしろという御意見でございますが、他の地域でもやっておりますが、地域をやはり区切った形で実施されているように聞いておりますし、その中でもさまざまな問題点も抱えているようにございますので、十分に研究していきたいというふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） 別にたばこをおのみになる方に対して、私は「悪い」ということは言いません。高額納税者であるということは常々申し上げております。大変感謝しておりますけれども、たばこを吸いながら歩いて、灰皿を持っていれればいいけれども、ほとんどの方がぼんと捨てる。それは側溝から海に流れて、海の魚がえさと間違っって食べる。結局またそれが人間に戻ってくる。こうした悪循環を繰り返すわけですから、むしろこの際、他市とか言わずに別府市が先駆けてやるべき。何で他市を調査しなければいけないのですか。観光立市ではないのですか。担当課長、いかがですか。何のために他市を調べるのですか。その必要はない。この件についても、また六月議会で取り上げさせていただきます。もう質問通告をしておきます。

さて、この別府市地域環境美化条例の第二条の九、そこにどのように書いてありますか。担当課長、読んでください。

○環境安全課長（高橋 徹君） 地域環境美化条例の第二条第一項第九号でございますが、

「放置」という形で定義をしております。「自転車が駐車を認められた場所以外の場所に、市長の定める期間にわたり置かれていることを言う」というふうに定義しております。

○二十三番（岩男三男君） 原議員がいつも質問する、問題はここですよ。市長の定めるところ以外に放置されている。市長の定めるところがわからないのではないですか。そうではないですか、担当課長。駐輪場、これはさきに市長も答弁されましたけれども、駐輪場の整備がおくれながら、この条例だけ先走っている。ここら辺のところをきちっと整理をしてもらいたい。このことは厳重に要望しておきます。

さて、次に市長の政治姿勢ということである通告をしておりますけれども、市長の八年間の総括ということで、市長が今議会の始まるときに所信表明の中に、あなたのこれまでの取り組んできたことについてずっと、私も総括をしてもらおうと思ったのですけれども、残り時間の関係で、せっかく用意しているので教育委員会だけ、少し時間を短縮して答弁していただいて最後の質問にします。最後というか、質問にします。

○教育次長（田仲良行君） お答えいたします。

井上市長就任後の教育行政の取り組みの現状と、これまでの経過報告をさせていただきます。

まず、施設整備でございますが、各小学校におきましては、防災整備を兼ねて校舎等の耐震補強と大規模改修を、年次計画に基づきまして計画的に整備をしているところでございます。新しい施設といたしまして、平成九年度、十年度に東山幼・小・中学校の校舎等の建設、そうした中で別府市では初めての幼稚園の三年保育と幼・小・中の一貫教育に取り組んでおります。また、来年四月の開校を目指して新しい南小学校の校舎建設を行っているところでございます。それから、社会教育、スポーツ振興の施設整備といたしましては、平成九年度に朝日・大平山地区公民館の建設、十二年度、十三年度に実相寺サッカー場の整備改修、また今年度十四年度でございますが、三カ年計画で行っています野口原総合運動場の改修整備、本年度六月完成予定の総合体育館の建設等、スポーツ観光の推進と市民スポーツの振興を図っているところでございます。（「わかりました。それぐらいでいい」と呼ぶ者あり）よろしいですか、はい。

○二十三番（岩男三男君） これは重複した答弁を、前の質問者に対してもありましたので、その程度にさせていただいて、昨年十二月にこの議場に立たせていただいて、二十年目で初めて私も涙をして質問したわけですがけれども、教育現場の安全対策、（「鬼の目にも涙だな」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。安全対策ということで七校の小学校の正門前にカラー舗装をしていただくということで、その工事がすでに着手されているようにあります。何校できるのか、そしてまた前面が県道や国道に対しても強く要望していただきたい、このことを強く要望したいと思うのですけれども、教育委員会として、学校名はもう結構です、県道、国道、これらに対してどのように取り組むか、簡潔に答弁してく

ださい。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

教育委員会といたしましても、さきの事故につきましては大変痛ましく、重く受けとめているところでございます。この事故を受けまして、PTA連合会からも要望がございましたが、通学路の安全確保、特に……（「県道と国道だけでいい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。県道、国道に面した学校につきましては、関係機関と協議しながら要望する予定でございます。

○二十三番（岩男三男君） まとめて市長、答弁してもらいます。これに対しては間もなく完成するでしょう。児童の安全という面で大変感謝いたします。

最後に市長、後援会の件について通告いたしております。新年の職員のあいさつは、ことしは中止をしていただいたということで、職員の間から、休養がとれたということで喜びの声があります。後援会について、選挙後は解散すべきということを前回は申し上げてきましたけれども、むしろ選挙、あなたが当選しなければ後援会はないわけですが、当選後、どのようにするのか。その答弁ができれば、あわせてしていただきたいと思いません。

○市長（井上信幸君） 急な御質問でございますが、まだ当選するかしないかもわかりませんので、もし当選をさせていただいたならば、後援会の皆さん方と御相談いただきながら、そしてよりよい市政執行に向けて頑張らせていただく。そしてまた、後援会の皆さん方も、もう解散してもいいぞというような御指摘があれば、どうぞひとつその方向に向けて私もまいりたい、このように思います。

あわせて……、もういいですか、先ほど宿題をいただいておりますので、福祉バスについて。先ほどの福祉バスについてですが、これは過疎地のバス運行について、国からの補助金が一切カットされました。しかし、別府市としては高齢者の方々、そして過疎地の方々の利便性を図るために何とか運行しようということで、別府市が単独補助金を出して今運行させております。ただ、内成と東山でございますが、この間の往復ということで非常に地元の方々が一日一便では便利が悪い。だから、もう少し回数をふやしてほしいというようなことで、でき得れば相互乗り入れで巡回をするような方法はないだろうかということも、そうすると二便になりますから、こういうことも含めて高齢者対策、また過疎地対策のバス路線の運行を継続していきたい、このことを私は常に思っておりますので、この点を御報告しておきます。

○二十三番（岩男三男君） ありがとうございます。温泉行政を中心に質問してきましたけれども、当局としては、私が先ほど質問しました高校生以下、あるいは市民券について十分に六月議会、地をはってでも上がってくる気持ちでおりますので、ぜひ御検討していただきたい、このことを要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後二時五十七分 休憩

午後三時 九分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

○三十三番（村田政弘君） 冒頭に、おことわりをいたしたいと思います。去る議案質疑で私と三浦助役との反論、これにつきまして、議長と私に丁寧なおことわりがあったことを報告させていただきます。

さて、本論に入る前に、私が、市長の政治姿勢ということにつきまして、九月十七日、十二月九日、三月十日日本日、連続して同じような趣旨で質問をさせていただきますが、十二月の議事録を読みますと、林市長公室長、井上市長本人の答弁が食い違っている。その部分は、林市長公室長は、「十月一日から市の職員の献金は取らないようにすることと決定したことを聞きました」と答弁しております。井上市長の答弁は、「市長の本位ではない」という小さなコメントを出して、議場の答弁は、「十二月一日から取らないようにしたことは新聞報道のとおりである」と、このように申しておりますが、実態はいかなるものかとお尋ねをします。

すべて連続していきますから、最後に整理をしてください。

それから、もう一つ引かかるのが、先刻、朝倉議員が若干触れましたが、ホームページ、「無所属、無欲、無休」というテーマが書いてありますが、果たして井上市長が無欲な男かどうか、後ほど羅列をいたしたいと思います。無欲ならば、きょう私が発言するような問題は出てこないのが当然だと考えるわけです。

そこで、本題に入ります。私はよくわかりませんが、市の中には「五役」という言葉があるらしい。本当は「五役」に後で答弁していただきたいのだが、当事者がすべて「五役」ということです。そこで、プライバシーも考えまして、本人たちと相談の結果、氏名は出さない、A、B、Cで話をしましょうということで一致しておりますので、A、B、Cで話を話を進めてまいります。

Aなる人は、平成十一年の選挙直前、今ルミエールが持っておりましたマンションが建ったあの場所に、井上市長が後援会事務所、また本番に入ったら選挙事務所を設置したことは、御承知のとおりです。その過程の中で選対委員長なる人から呼ばれて、井上市長が事務所経費を余り出してくれないので、大変苦労している。そこで、御協力を願いたいということで、金額を明示し、要求と言うとおこがましいが、お願いをされた。だれでも一緒ですが、即刻というわけにまいりませんので、若干の日時があいたら、当初百万円の要求があった。七、八十万円でも結構ですから御協力を願いたいということで、Aなる人は八十万円を届けて、領収書をちゃんといただいて本人が保管しておる。そして、私は、ここにコピーではございませんが、写しなるものを預かっておる。それには、「別府経済

文化振興会会長友永文月、係平岡」なる角印と丸印が押してある。

そこで、私は県の選管に調査に行ったわけですが、この領収書に符合する書き込みが、平成十一年度の分には載っていない。後ほど詳しくまた触れますが、Aなる人はそういう状況であった。

そして、おまけがついている。 Aが市役所をやめた後、二次就職をしているところに話が舞い込んで、井上市長の対抗馬を応援しているから、これをちゃんとしてくれという指令が本社から来て、本人は、十二月の末に辞表を出してやめたと、これが一応のいきさつです。

次にまいります。B。この人も同じく選対委員長から同じような趣旨で依頼をされた。たまたま仕事が忙しくて何日か間があいた。同じように七、八十万円でもいいから協力してほしいという電話を受けて、夜、タクシーを拾って帯封のついたまま百万円を届けた。そのときの受取人が土井秘書である。

そこで、摩訶不思議がある。本人も領収書の請求をしてない。相手も領収書をくれると言わなかったので、領収書はもらっておりません。だから、結果的に領収書の趣旨が全くわからない。だから、どのような事務処理をしたのか、猫ばばしたのか、我々としては調べようがないけれども、本人が帯封のついたまま渡した事実だけは、私に細々と話してくれました。

次がC。この人が、四人の中の最高位の人です。本人は大方わかると思う。私は、ある日、本人の自宅を訪ねて、これこれという話があるのだが、どうだろうかと言ったら、事実を一切否定しなくて、同じような趣旨を述べて、自分は領収書ももらいました。しかし、へそくりから出したから家内に見せたくないの、破って捨てました、このような話をしております。

それから、最後の方、Dの方。これも私が「百万円」という声を出したら、百万円とは言わないが、否定をしなかったから、私は百万円だと想像しております。そして、彼の言い分が若干違う。選挙事務所での、まあ、実際は後援会事務所でしょうが、事務所での雑談の中で話が出て、協力しましたと。これは、私は若干おかしいと思う。なぜならば、順次私が聞き取りに歩いたので、すでに情報が、「村田が来るぞ」という情報が漏れておった。しかも、この人にはいろんな家庭事情がある。そういうものを考えるとまともなことが言えないのは、私の方がよく知っている。

総じていくならばA、B、C、D、全部同じ趣旨、同じようなことで一人だけ八十万、あと三人は百万ずつ、計三百八十万となるわけです。そして、平成十二年の十二万、市の職員の部課長の献金十二万、十五名、平成十三年、OBを含めて三十一名、約百七十六万ですか。なぜこんな、法に触れないからとか、倫理を超越した金集めを必要とするのか、私にはわからん。先ほど言うように、ホームページに「無欲」と。無欲ならば、お互い選

挙する身ですから、若干の経費は要るけれども、善政を敷いておくならば票は自然に入ってくるはずです。金集めをしたら金で帳消しされると思っても間違いはない。そういう選挙が実態であるはずです。

そこで、私は先日たまがった。ある人が駆け込んできて、井上陣営が先手を打ったぞと。

（発言する者あり）先に動きよるんじゃ。（発言する者あり）そういうことが事実かどうかは別として、顔色変えて飛んできたので、私もたまがった一幕があった。それは、事実かどうか確認はとれないけれども、金を集めるということは使うということに通じると私は考える。もし私の言うことが間違いであるならば、訂正をしてください。事実ならば、そのとおりですと肯定してください。私は、うそは申しません。全部相対で話を聞き取っております。日時もここに、何日の何時にだれそれと会ったというメモもちゃんととっております。

そこで最後に、やがて選挙が来る。この四氏の献金の時期になってきておる。「献金」という言葉が当たっているかどうかは知りませんが、「献金」と言うならば、時期がやがて来る。井上市長は、四年前の轍を踏んで同じような金集めをするのかしないのか、最後に決意のほどを、実態の釈明と含めて御説明願います。

○市長（井上信幸君） 今、質問通告の中にもなかったのですが、唐突に言われまして、私も今面食らっているところでございます。

まず、今の質問の中で、A氏、B氏、C氏からというような表現をなさって多額な献金を受けていると、このように質問いただきました。このA氏、B氏が、これが事実かどうか、もう一度私はお伺いしたいのです。

それと、今の御質問では、相手のお名前がわかりませんので、推測での御質問にはどうもお答えするわけにはいきません。お答えできないと思いますね、A氏、B氏、C氏ではね。こういう推測の質問で、私だけがその当事者になっていて、私ではない、後援会がですね。で、A、B、Cと名前が隠れたのでは答えようがないですね。これが一つですね。

それと、このお話の中で、勤め先に何か云々があつてやめさせられたと。
これはどこから出た話でしょうかね。（「本人が言っておる」と呼ぶ者あり）本人がですか。それでは、本人に一遍確かめてみてください。（「確かめた」と呼ぶ者あり）そういうことを言うと、かえっておかしくなりますよ。私の範囲内では、そんなこと聞いた覚えがありませんよ。そんなことを憶測で物を言ってもらっては困りますね。もし違っていたらどうします、これ。（「違っていたら、本人が違っていたら……」と呼ぶ者あり）そうやってあなたは、この神聖な場で言ったのですよ。（発言する者あり）神聖な場所で言っているのですよ。（「私が本人からしかと聞いた」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） 不規則発言は、御遠慮ください。

○市長（井上信幸君） これはひとつ、もう少しよくじっくりと確かめていただいて、本

は法律に抵触しない、だからいいのだ。全国でただ一人。ほかに全国議長会で調べても、そんな話を聞いたことはない。それほどの内容を含んでおる。(発言する者あり)

どうぞ休憩してください。

○議長(首藤 正君) 休憩いたします。

午後三時三十六分 休憩

午後三時三十七分 再開

○議長(首藤 正君) 再開いたします。

やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

暫時休憩いたします。

午後三時三十七分 休憩

午後四時 八分 再開

○議長(首藤 正君) 再開いたします。

○三十三番(村田政弘君) 皆さんに御心配をかけておりますが、議運の御相談をいただきまして、四名の中の一名だけでも実名を出せと。出したことによって話し合いが前進するというようなことでございますので、本人の了解を受けておりませんけれども、過程の中で名前を出してもということもありましたので、一名だけ出します。(「全部出して」と呼ぶ者あり) 議運で御承認をいただいたのです。

そこで、こっちも議運に出ておりませんけれども、お願いがあります。選管に資料要求を議長を通じてしましたが、だめだということで、出せないという返答を書面をもって回答をいただいておりますが、こちら腹を割っていくのですから、どうぞ私の要求した書面を出していただきたい。そうすれば、すべてが解明できるわけです。後ほど御答弁をいただきたい。

そこで、議運の了承の話でございますから、私もそれに従いまして、Aなる人物、昔の建設部長・外山健一、最後は水道局長。この方が、現物の領収書を持っておる。そのコピーではございませんが、写しを私が預かっておる。(発言する者あり) 本人は、必要とあらばいつでも出します、このように言っておりますから、状況によっては本人に出すようお願いしたいと思います。(発言する者あり)

るる述べてきましたけれども、前回、告発してもいいとか何とか議場で言いましたけれども、今回、私が県の選管に行って資料をもらってきた。その別府経済文化振興会の記録には、四名はいずれも載っていない。そこで、最後に残るものはどこか。市の選管にあるのかないのか。資料を出さないからわからないけれども、先ほど私が要求したのは、確認をとるために市の選管の資料をいただきたいと、議長を通じてお願いしたわけです。議運の要求どおり一名の氏名を出しました。私の要求も曲げて入れていただきたい。議長によるしく願います。

○市長（井上信幸君） 今、元建設部長・外山健一さん、後の水道局長、間違いありませんですね。間違いありません。間違いありません。

そこで、この外山さんという方も、風聞によりますと、今、対立候補の何か運動員でやられていると聞いております。これは風聞ですけれどもね。これは事実かどうか私も確認しておりませんけれども、一応そういうことになっているようであります。

そこで、私は、三十三番議員さん、先ほど「
」という名前も出ましたので、これは撤回をしていただきたい。確証はあるかないか、これもはっきりしないわけですから、これは余りにも大きな要点だと思しますので、三十三番議員のためにも、私からお願いします。

それと、領収書を持っているということですが、その領収書を私にも見せていただきたいと思えます。（発言する者あり）議会の皆さんにも見せていただければと。そして、それを持って私から後援会に調査するようにしてもよいと思うのです。なぜならば、これは四年前の話でございますから、だから、この領収書もどうも私も皆目わからないし、恐らく後援会の名前を挙げられた方々も、きょう唐突で、恐らく何が何かわからないと思えますが、これは後援会に見せて調査をさせますが、もしその外山という方が、よろしかったらその領収書を持って後援会に行って直接四年前のお話をさせていただきたい。よりもよってこの神聖な本会議にこういうことを持ち出していいかどうかということも、非常に私、選挙前で残念でございます。選挙というものは、やっぱりフェアでビジョンをぴしっとし言うべきではないかな、このように私も感じておりますので、どうぞその点をよろしくお願い申し上げたいと思えます。その
の件について、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（松尾慎一君） お答えいたします。

村田議員さんからの資料要求につきましては、去る三月七日、公文書をもって請求がなされましたが、その回答の中で、公職選挙法第九十二条の第四項の規定に定める閲覧期間、平成十一年六月一日から平成十四年五月三十一日の三年間を経過しているもので、資料要求についてはお答えすることができないといった回答をいたしましたので、根拠条文を読んで説明にかえさせていただきます。

報告書の公表、保存及び閲覧、公職選挙法第九十二条、「第八十九条選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出の規定による報告書を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、自治省令の」――これは総務省令でございます――「定めるところによりその要旨を公表しなければならない。前項の規定による公表は、都道府県の選挙管理委員会にあっては、都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあっては、そのあらかじめ告示をもって定めるところの周知させやすい方法によって行う。三、第八十九条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会において、

受理した日から三年間保存しなければならない。四、何人も前項の期間内において当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求をすることができる」、以上でございます。

○三十三番（村田政弘君） 私が当初申し上げたように、領収書の本物は本人が持っております。私は、写しを預かっておる。今すぐといっても時間がありませんから、あしたの一般質問の時間内に本人と会って、篤と相談して返事をさせていただきます。橋本事務所についても、本人の口から聞いたことで、再確認をした上で御返答します。

るる申し上げましたが、お互いに市民の審判を受ける時間が切迫してまいりました。そこで、私が一番心配するのは、四人の例がありますが、やがてその時期に到達している。同じような轍を踏まないように、異常な献金騒動にならないように慎重にさせていただきたい。特に要望しておきます。

御承知のように、予定者は四人あるようです。しかし、余り金を持っていそうな人はないような気がしますが、人の懐だからわかりませんが、何と言っても現職が金も持っている、権力も持っていると思うのです。その辺を篤と御考慮の上、正々堂々と受けて立つ。「無欲」と言うのですから、そのぐらいの度胸はあってもいいのではないかと思います。（発言する者あり）

まだ重要な問題が残っておりますから、また後ほどお願いします。（「答弁をさせていただきます」と呼ぶ者あり）後ほど。

さて、別府観光についてですが、（発言する者あり）後ほど一緒に答弁してください。市長の答弁を求めます。別府観光が、今低迷しておると言われても過言ではないと思うのですが、先だって新聞を見ますと、サン・シーサイドが、グループを合わせて二十五億の負債を抱えて倒産したと。ここ数年で別府市のホテル・旅館、何十軒破産、営業中止等々あるかな。実に寂しい思いがします。同時に、市内を回ってみますと、空き家だらけ。一五％ぐらいあるかな、二〇％ぐらいあるかな、いろいろ考えながら回っておるのですが、そういう状況の中で御承知のようにラクテンチの窮状が新聞紙上に出た。私は地元ですから、ラクテンチには一番詳しいつもりであります。しかし、余りにも足元ですから、我田引水のように言われても困るので遠慮をしておりましたけれども、もうその時期ではないと考えまして、あえて質問をします。

戦後は「ラクテンチ」と申しますけれども、戦前、もとをたゞしますと、鳥取の木村商事が明治三十六年から地元の金山を開発し、大正五年に閉山するまでに金銀を数百キ口産出したという資料が明確に出ておりますが、何せ地熱にぶつかって掘削ができないということで断念し、広大な土地を、鉱区を持っておりましたから、何とか再開発したいということで、スイスのギーセライレブン会社に依頼して、日本で一番短い、一番急勾配のケーブルカーをつくったのが昭和五年です。私が小学校に入る前の年。そして、戦前最高であ

ったのは、昭和十二年の別府博覧会の際に大入り満員であった。ところが事後、戦時体制に入ってお客が減る。いよいよ日本が終戦に近づくころには、小倉の造幣廠の療養所として陸軍が強制買収した。金属は、金属回収で戦争には間に合わなかったけれども、モーター、線路は雨ざらしにされたまま終戦になりました。終戦後昭和二十五年、あるグループ、いわゆる会社組織になったのですから、民間払い下げということで、昭和二十六年から開園して押すな押すなの盛況であった。最盛期には年間百万に届くほどの盛況で、市民にも大きな迷惑をかけた。流川通りは車が渋滞した。そういうこともあったけれども、高崎山のお猿さん、サファリ以後、景気の低迷とともにお客さんが減る一方。そして、致命傷を受けたのは、日出のハーモニーランドの出現が、同じような系統であるためにラクテンチに大変な打撃を与えた。こういうのが、ケーブルカー及びラクテンチの一代記をあらかたまとめた総論です。

そこで、ラクテンチ当局は、市と県に御協力方の依頼を申し込んだ。新聞紙上で大きく報じられております。そこで、また市長は御機嫌が悪いか知らんけれども、あなたが出馬声明をする前、私の家に来ましたね。そして、ユートピアを市が買収してもいいですよ。そのときは村田さん、あなたが仲介の労をとっていただきたい。何せ突然の発言ですから、私もとちめん棒を食らいましたけれども、今となっては、あれが子供のあめ玉なのか、市長の本心なのかお聞きしたいし、同時にそれはそれ、別としても、ラクテンチを救うのは、私に言わせれば受け皿は非常に難しいと思う。

そこで、何とかあれを救う手だてはないのかなといろいろ考えてはおりますけれども、御承知のように都市計画地図によりますと、あの一帯は「乙原公園」と青く塗ってある。できるならば市が買収して無料で市民に開放し、何とか窮状を救う手だてはないのかなと思うのですけれども、内部検討したことがあるのかどうか。また、今後どう対応しようとするのか、お考えをお尋ねしたい。

○市長（井上信幸君） 一点だけ、ちょっと訂正をさせていただきます。

八年前、私が市長に出るときに、買収してとか何とか、買収してあなたが中に入ってくれとか、そういう私には記憶がございません。どこで言ったかわかりませんが、もう八年前のことはわかりません。そういうことでございますが、後は続けて部長に答弁させます。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ラクテンチについての御質問でございます。一代記ということで詳しく御説明がありましたので、繰り返し私どもの方から説明はいたしません、別府観光の核の一つとして貢献してきたということで、私どもも今回のことにつきましては重く受けとめをいたしているところでございます。先日、ラクテンチの方から市に対して、あるいは県に対しても、ラクテンチの引き受け先企業の紹介及びあっせんということで、さらには市内の幼稚

園児、小学校の児童の課外研修の場としての利用の助言等々要望がございました。私どもといたしましては、先ほど議員もお話がありましたけれども、紹介・あっせんはなかなか難しいのかなと。これも県の方にも御要望がありますので、県の方とも協議をしながら対応していきたい、このように考えておりますし、さらに一企業に対しまして、なかなか難しい問題がございますが、何とか商工会議所、県等々ともお話を続けながら、内部協議を続けながらできる限りの支援をしたい、このように考えております。

また、乙原公園として買収したらどうかということでございます。買収して市民の憩いの場ということでございます、御提言でございますが、今日の厳しい財政状況もございます。関係課、関係者等とも協議をする中で、今後いろんな角度から総合的に判断いたしまして、今後の検討課題とさせていただきたい、このように考えております。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、観光経済部長の方からも話がありましたが、観光経済部長とは市内の幼稚園の子供、それから小学生、それから中学生等の利用促進につきましては、私どももまた各学校の校長にそれを話しをしながら、できるだけそうしてまいりたいと思います。現在でも市内の中学校で遠足で利用したりとか、あるいは小学校のあの近辺の低学年の子供たちが遠足に行ったりとかいうようなことで利用しておりますので、これがさらに利用されていくといいのではないかなと思っております。私個人としては、ラクテンチを愛する者の一人です。別府市内のああいう観光地がなくなるというのは大変寂しい思いがするのですが、案外市内に住んでいる人たちがああいうところを利用してないというのもあるのです。かつてアフリカンサファリができて五年ぐらいしたときに、当時私は中学校に勤務しておりましたが、子供たちに、アフリカンサファリに行ったことがある者は手を挙げてみると言ったら、ほとんど手を挙げません。そのくらい行ってないのですね。だから、子供たちだけではなくて、大人の方も子供と一緒にいかないのが現実ではないかと思えます。今回も部長からのそういう話があったときに、子供さんだけではなくて、やっぱり子供の健全育成等がありますので、できたら子供と親と一緒にそういうようなところに行けるような、そういうようなことで私どももその利用促進には全面的に協力してまいりたいというふうに思っております。

○市長（井上信幸君） ラクテンチ問題は、三十三番議員の御指摘のように、大変由緒ある施設でありましたし、また、行政のやはり責任者としてこの問題については重く受けとめております。しかし、行政がそういう観光事業に手を出していいかなというのを一つ懸念いたします。私は就任以来、観光業または観光施設の建設等には手を出すべきではないという、終始一貫この意思を貫いてきているつもりであります。なぜならば、観光施設等はその価値がだんだん下がっていくという一つの要素がございます。また、何年かしたら改造から改修をしなければならない。ましてやラクテンチの場合は、一つケーブルカーと

いう伝統ある乗り物、これは大きな乗り物だと思いますけれども、あと道路が、取りつけ道路がないというのが大きな欠点であります。先ほど来、市が買えばというお話がありましたけれども、そういう面で、買ったは、後々また大変な出費が重なる、こういう意向をもちまして、今内部検討を考えておりますけれども、具体的に要望があった五つの問題について、これはできることであれば、行政の手でできるものであれば大いに協力し、守り立てていこうではないかという内部検討もしております。

また、先般、この問題につきましても、市の観光業界のトップの皆様方とお話し合いをしております、何らかの形で救済方法はないだろうかということも話をしておりますので、この点もあわせて御報告をさせていただきます。

○三十三番（村田政弘君） 市長は、ちょっと誤解しているのではないかなと思う。私が先ほど発言したのは、四年前ではなくて（「八年前……」と呼ぶ者あり）四年前とか八年前とか言ったけれども、去年のあなたが白菊で出馬表明をする直前、各党派長のところを回っております。めったにおらない私ですが、たまたま家において、一、二分、二、三分話をした。そのときに、唐突にもあなたが提案のような話をしたから、あれは本気であったのか、選挙言葉であったのかなと思うので、今ここで改めて確認したいということで発言をしたわけです。二人しかおりませんから、証人はありませんけれども、あなたは、言った覚えがないと言えばそれまでだけれども、私の耳の中にはタコができておる。どうですか。

○市長（井上信幸君） 唐突で、私もちょっと今判断に迷っておりますが、また改めてその思い起こしたときにはお話し申し上げます。ただ、この件につきましては、よそから何とかというお話はあっております。これはあっております。これは、よそからというのは、大分の方からですね。これだけはあっておりますから、この点は先ほど言ったように、私の趣旨は先ほど言ったとおりで、やはり観光事業に行政が手を出すことはいかがなものか。立命館アジア太平洋大学とかああいう教育行政に手を出しますと、どんどん価値が出ます。また、美術館、博物館、神社仏閣、歴史をひもとけばこの価値観が出ていくと思うのですね。私は、その方向づけでまいりたい。もし別府市民のために本当にこの施設が役に立つ、そして憩いの場にもなる、そして市民全員が喜んでいただき、観光客の皆様方も「ああ、いいところだな」と言って来れるような場所であれば、これは市としても買い受けてもいいのではないかな、このように考えております。したがって、私ども、今までのように、今後、議員の皆さん方にも御指摘いただきましたが、美術館をつくれ、また図書館も悪いではないか、あるいは福祉会館ももっとももっといいものにせよ、こういう多岐多様にわたる御要望でございますから、やはりそういう要望に沿って市民の皆様方が喜ばれるような施設、また潤いのあるまちづくり、そして観光客が喜んでいただけるようなまちづくりに邁進をさせていただければと。これも一人ではできません。議員の皆様方、そしてまた市

民の各界各層の皆様方の御支援と御協力をいただかなければ、この別府観光のすばらしいまちづくりはできませんので、どうぞ今後ともひとつそういう意味をもちまして御支援と御協力をいただければと思うわけであります。

○三十三番（村田政弘君） さっき私が言ったように、証人がおりませんからと、うまく逃げましたね。子供のあめ玉だったと解釈します。

○十一番（高橋美智子君） 随分熱い議論がありましたので、私は少し皆さんに帰るまで心を休める質問をさせていただきたいと。地道な取り組みといたしますか、そういうことで、市長二期八年の基本的な政治姿勢について。政治手法の特色とか問題点を私なりに、私自身の総括も含めてお聞きしたいというふうに思います。

一期目は、行政については余り、理解することなく終わったのでございますけれども、二期目、逆に言えば市政の動きがよくも悪くも目に見えるようになってまいりました。今いろんな意見もありましたけれども、実際に言っていることとしていることが本当に一致するかというと、そうでもない。いろんなことも現実的なこともわかってまいりました。私自身が、政策の一部分で一定のおかしいなという疑問を持ちながら、二期目でもこれが一つも解決してない、変わってないというような別府市の政策を感じます。特に一つには、これは私としては評価をしたいなと思ったことが一つあります。それは、各課各部署からいろんなプランが上がってききましたが、これがきちんと提示されて具体的な目標数値まで出てきて、具体的な取り組みをする、取り組もうとする行政マンたちの努力が、逆に私たちがこのようにわかりやすくなってきたのかもしれない、そういうふうに思いました。それは、私自身が取り組んだ問題で、一期目から少子・高齢化に伴い子育て支援や高齢者問題、それから女性問題を中心に取り組んでまいりました。そして、毎年毎年この必要性に少子・高齢化の問題を上げまして、エンゼルプランの必要性を訴えてまいりました。それからゴールドプラン、老人福祉、保健医療、これについても早くやらないといけないのではないかと訴えてまいりました。ただ、この当時、エンゼルプランにつきましては、本当に毎年毎年課長がかわり、そのたびに变えないでくださいということを私は要望した記憶があります。それぐらい毎年言い続けてもこのプランについてはなかなかできませんでした。今の担当者は、こういうふうによくとしたプランをお立てになったのですけれども、本当にそのことについてのことで、逆に私自身がはっきりとした数値目標もわかりますし、これについていろいろなことも尋ねることは具体的にできますし、本当にこれはよかったと思っています。ゴールドプランにつきましては、これは国の義務規定でつくらねばならないということになっているのでつくったわけでございますけれども、これは別府市の特色あるものには私は余りになってない、基本的なプランであるというふうに思っています。でも、これでもこのプランを通して今までのように見えてこなかったものが、確かにこの二期目にはきちんとした形で見えてまいりました。だから、逆に言えば

透明性があるということで、文句を言うことも余りない。具体的な提案的なことしか言うことがなくなったというふうなことも事実であります。

そして、私は、これで別府市は何が問題かなと考えてみましたら、長期総合計画が大変抽象的。一九九九年から二〇一〇年までの十二年間の総合計画が、やはり将来像がはっきりと見えてこないこのプランに一つ問題があるなというふうに思っています。これは実際にこれを、総合計画を立てて実施計画がなされているということなのですから、実際には実働できるような実施計画ではないということです。それで私は、今までの井上市政の中で、特に唐突な感じでいろんな問題が今度飛び込んできたと市民の方としてはやはり思わざるを得なかったのではないかと思います。それにつきましては、学生交流会館とか総合体育館の建設、また新しく、市長が今もいろいろ複合施設の問題も言っていますけれども、三世代交流センターの案ですね。これはやはり一般市民からすればわからない。いつこんなことが決まったのかと、説明も十分されないままトップダウンで実施されたという感じが、やっぱり市民にはするのではないかと思います。やっぱりこの行政手法といえますか、これについてはやはりきちんとしたものを立てるべきだというふうに思っています。それで、でも実際に井上市政はやはりトップダウン方式が多かったなと私自身はそういう判断をしているわけですから、それについてはどう思われますか。（傍聴席、発言する者あり）

○議長（首藤 正君） 傍聴席は、御静粛に願います。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

総合体育館が出ましたけれども、平成十一年三月に策定しました別府市総合計画、これは先ほど議員さんが言われましたように、平成二十二年までの長期計画でございます。その中で「スポーツ施設の整備充実」というような項の中に、「総合体育館の早期建設のために諸条件の整備に努める」というふうな形で明記をされているところであります。

大分学生交流会館というお話も出ましたが、これは国の事業として平成十三年八月に完成しておりますが、これも総合計画の「交流都市」の方で、「若者の定住による地域の活性化を図りながら、学术交流の拠点づくりを進める」というふうな形の中で提議をされているところでございます。

また、市民交流センターということになりますが、これも以前から強い市民要望があるものでありまして、過ぐる議会におきましても議論がなされた経緯がございます。今後は福祉関係者やボランティア関係者、観光・商工関係者等々の幅広い市民の御意見をお聞きしながら進めていく事業であるというふうに認識をしております。

○市長公室長（林 慎一君） お答えいたします。

ただいま、市長の政治姿勢の中でのトップダウンの中に大分学生交流会館の話が出ましたけれども、この大分学生交流会館の建設の経緯でございますけれども、これは国より十

一年十一月中旬に、国の第二次補正予算緊急経済支援対策の一環といたしまして、大分の方に急速交流会館を建設したいというお話がございました。県より、別府市にどうかというお話がございまして、その回答につきましても、閣議決定が十一月の末というように緊急なお話でございましたけれども、この件につきましても、内部で熟慮した結果、三十億を超える建設費が全額国庫により賄われること、それから別府経済の活性化につながるという観点と、またアジア太平洋大学の誘致・開学に伴いまして、留学生の宿舎の確保につきましても、県並びに市といたしましても模索をいたしておいた関係もございまして、急速受け入れを決定いたしましたというような状況でございまして、これにつきましても、決して市長のトップダウンという形ではございません。事前に議会の方に十分なる説明がちょっとできなかった部分があると思いますが、そういう事情でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○市長（井上信幸君） 十一番議員も政治家です。私も政治家の端くれでございます。政治は常に生き物でございます。ですから、何もかにもがトップダウンというようなことではいけませんし、今、市長公室長が説明したように緊急な場合も起きてきます。あるいは、長期的に計画をゆっくりととれる場合もあります。もしあの留学生会館、お断りしていたら、どうでしょう。三十五億という建設費、全部よそに行っております。別府市に当然必要だから留学生会館をとという話があったときに、お受けしましょうと。なぜならば、当時立命館アジア太平洋大学ができて、まだあちこちに宿舎が足らんよというような話もありました。そして、これは留学生会館ですから、大分の学生も別府の学生も本当に住宅が欲しいという、この方々に入っていただくという交流会館でございますから、別府市の留学生だけの会館ではありません。したがって、あの留学生会館、別府で工事をしていただいたために、また今の厳しい世相の中で、経済情勢の中でやはり地元の業者も多少潤ったと、こういうふうにお聞きしております。ですから、政治というものはなかなか思うに任せないところがありまして、何もかにもがトップダウンで私はやっているつもりではございませんので、この辺御理解をいただきたいと思っております。

○十一番（高橋美智子君） この事業について私は別に反対しているわけではないのです。ただ、今のような説明を私にする前に、市民の方たちにいかにしてわかってもらうかという努力をしてないということです。それから、総合計画の中に書いていても、十二年間どこかにこういうことをするということを書いていても、実際に全体の総合計画の大体どこのところにこういうことをやるのかとか、そういうものが実際に具体的なものがないからです。

そして、今、トップダウンではないと言いましたけれども、その今の手法というよりも、市長の私は政治的な言い方というか、人間性といえますか、例えば私は国際交流会館に行きました。そのときに学生たちがいろんな行事をして、この誘致についてを市長が、一生

懸命やってこれらを持ってきました、そしてこれを交流の場に使ってくださいと言っているわけですが、それはいかにもその言い方が、私はこれをしましたと、何かそういうような雰囲気のをいろんなことで感じるのです、話を聞いて。僕はこれをしました、市長としてこれをしました、あれもしました。私から言わせれば、これは行政のいろんな各課の人たちが一生懸命頑張っているんなことをした中で児童館もできたり、それをあたかも市長が、自分がしたというような打ち出し方をされる。例えば私が驚いたことは、この間、私たちの緑ヶ丘の卒業の同窓会ですか、そのときに、今度は野球場の問題がありますけれども、稲尾さんが――稲尾投手が――今、いろんな検討委員会の中に入っている努力されていると。その中でこういうことを言われてびっくりしたのですが、あの球場は「稲尾球場」という名前になりますと、そういうことを言われたので、「えっ」と思いました、そんなのいつ決まったのと。それは緑ヶ丘の同窓会で言ったわけですから、それは本当なのかどうか。そういうことはうそかも、ひょっとしたらわからない。でも、緑ヶ丘の人はみんな聞いていますから、それはわかっています、うそとかいうことではありません。でも、こういう発言を例えば何かのときにでもおっしゃっている。そういう感じが見えるということは、やはり私は、市長は慎むべきではないか、そういうことを申し上げたいわけです。

それと、この実施計画を、普通私たちは議員になってからまず何をするかということ、もちろん総合計画をどういうふうになっているのかと見ます。そして、ほかの視察なんか私たちが行かせていただきまして、各市町村の総合計画を見たら、きちんと中間報告もあり、きちんとしたものの総括もされています。そして、この調整といいますか、実施計画はどういうふうに評価してきたかという具体的な数値も書いてあります。ところが、これはほかのを研究されていれば、別府市がどういうふうに、ちょっと私としては簡単でわかりやすいといえればわかりやすいのですけれども、本当にこの四年、ずっと平成十二年度から今までの十五年度の計画を見てください。同じことばかり書いている。で、丸、丸があるのですね。そして、これが実際にまたどういうふうなことを、私たちがこれのときに、これは十四年度にやるのかなと、こういうふうに見ますね。そして、例えば別に体育館のことをしたことを悪いと言っているわけではないのですが、実際にこの体育館のところを見たらわかると思うのです。これはこれで、今持っていらっしやらないから、もう言いませんけれども、これを見たら、ちゃんとした計画になっていません。十四年度とか十五年度、それは後に丸をつけています。これ、ごらんになってください。そうしたら、私が言っていることがわかると思います。ですから、こういうような計画が、ただ書けばいいとかそういうふうなものではないと思うのです。もう少し実のあるものに、実施計画をしなければいけないのではないかと思います。

そして、今までもいろんな議員さんたちがいろんなことを要求をし、こういう計画もし

たらといういろんな問題が出ました。これは本来ならば総合計画の中にきちんと入ってなければいけないと思うのです。この十二年間ある中に大プロジェクトと思われるようなものが、積み残しの問題がたくさんあります。例えば文化施設の整備充実なんかですね。図書館とか、先ほど言いました公民館、それから美術館。実際に美術館は、「新美術館建設の検討」と書いているのですよ、四年間の間に。そして総合博物館もやはり「建設の検討」というのがあっています。一九九九年から二〇一〇年までのこれは計画ですから、今考えたら、これはもう三分の一以上過ぎているのですよ。そして、これはいつ検討するのか、どういうふうに検討されているのか。そういう全体のところが見えないということについて、私はきちんと実施計画は、やはり変わったのならばきちっと変わって、今度見ますと、海岸整備なんかは直轄でぱんと入ってきていますから、変わった分だけでも全庁でやっぱり説明しなければいけないのだと思うのですよ。だからそういうようなことが私は随分、いわばあらましといえますか、何か少しほかの市町村に比べたら、計画はもうちょっと考える必要があるのではないかなということを思いますけれども、どうですか。

○市長（井上信幸君） 一点だけちょっと訂正させてください。「稲尾球場」という決定は、私はしていません。軟野連、いわば軟式野球連盟の方々や、またあの建設準備委員会の皆さん方で、雑談の中で、もう稲尾さんが有名人だから「稲尾球場」にしたらどうかというような話もありますということを私は唱えているわけです。だから、私が何か勝手に決定したかのような言い回し、日本語って難しいものですね。その辺もひとつよく御理解をいただきたいと思います。あとは担当部長が答えます。

○企画財政部長（須田一弘君） お答えをいたします。

私は、平成三年当時から約三年間、この総合計画の担当参事として従事してまいったわけですが、この今御指摘のありました実施計画につきましても、それ以前はただ文章だけというような状況でございましたので、当時平成十一年からの三カ年の実施計画から今のようなスタイルといえますか、はっきり三カ年の向こう三年の計画が、どの事業はいつやるのかというようなことで明示するようにしたわけですが、ただいま議員さん御指摘のありましたように、まだまだ他市に比べましたら、私も随分他市の状況も研究しておりますけれども、改善の余地があるということは私どもも十分に理解しておりますので、今後も御提言の趣旨を踏まえまして、よりよい実施計画づくりに向けて努力してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○十一番（高橋美智子君） 先ほど実施計画について具体的に言いましたように、中間報告とか、それからそのほかの項目ですね。そういうものをきちんと入れるべきではないかというようなことを私自身は考えているのですけれども、そうしなければ評価というのはできないのですよね、どういうふうにしてここまでできたというのが。だから、議員さんたちが皆、私もいっぱいいろいろしてもらいたいということがたくさんあります。だから、

あれもしてください、これもしてくださいと初めは言っていたのですね。だけれども、考えてみたら、ある日、そこの部長さんでおられた人が、「お金があつたらしますけれども」と言われました。それで、ああ、ただそれは予算の裏づけをきちんと、それをするためにも実施計画にはやはり調整機能があるのだから、それも予算の財政の裏づけもきちんとしなければいけないと、そういう意味での実施計画であるべきだなというふうに思っているのですが、その点どうですか。

○企画調整課長（安波照夫君） 長い計画の中で評価が見えないというような御指摘だろうということでございます。ある本によりますと、これまでの行政でございますけれども、一話完結型というような行政が長く続いております。これは、行政が企画立案したものを何年かかろうとも執行するというような繰り返しであるというような指摘もなされております。この方法が各地の長期計画、例えば干拓事業とかダムの建設とか、そういうことに非常に各地で問題点が出ているというふうな指摘もございます。そういうことから、これからの行政は、企画立案し、執行したものを評価するシステムが確かに必要だというふうな指摘をされておるところでございます。

行政評価のシステムの内容は、種類といたしまして政策評価、施策評価、事務事業評価、評価時期も事前評価、事中評価、事後評価、また評価者として内部評価、外部評価というふうにいるんな方法があるということを知っております。現在、評価システムの導入に向けまして、研修会への参加、関係課との情報交換、ことしの二月十日でございましたが、講師を招きまして、行政評価の研修会を開催し、約百六十名の職員が研修を受けたところでございます。今後も職員研修を進めまして、何らかの形で行政の評価システムの導入に向けて努力したいというふうに考えております。

○十一番（高橋美智子君） そういうふうに少しずつ変わっていく必要があると思いますので、ぜひこれを変えていただきたいというふうに、変える方向に評価をやはりすること、目安がなければ、そしてそのためにはいろいろ、エンゼルプランもそうですけれども、やはり数値目標を、ほとんどプランを見たらきちんとした各担当、専管といいますが、一つのそこの係ですね、そこに何があって、どういう事業があって、どこまでの数値目標をするかということもきちんとすべきではないか。でないと、ただ書いただけでは意味がないと思いますので、評価をするならばそういう数値評価がわかるようなものをちゃんとしていただきたいというふうに思います。

そして、それについて私たちもいろいろ審議会とかいろいろ委員会、市民の声を上げるためにいろいろな会議に出るのですけれども、審議会で活発に意見はそんなにされているというのは余りないのですよね、私たちが。最近は何かある、特に差をつけたらいけないから言いませんけれども、ある会に出ましたら、その専門の人とかが来て大変活発な意見を言ってくれました。だから、逆に私たちは何か言わなければいけないと、私はいつもその

会にいるからには、きっとここに何かいるためのものをきちんと私はいつも言おうとするのだけれども、結局言えなかったのですけれども、そのときに専門家の人たちのたくさんの意見を聞いて、私は議員として勉強が足りなかったな、すまんという気持ちで帰ってきたのですけれども、そのように私が見てみますと、たくさんいろんな方が来ているけれども、ほとんど意見を言わないで、いつも同じ人がいる、そういうような委員会、審議会は、やはり変えていく必要があるのではないかということで、前にもお願いをいたしました。

私が十二年九月のときにも、市民の声を聞くための各種審議会などの見直しをしてほしい、その委員も自治会長などは大変重複しているから、そんなことも考えてほしいと。それから、各種審議会にぜひ、活発な意見をするためには、その熱意がある人たちを公募制でたくさん取り入れていただきたい、それから女性委員の登用もやはり配慮して入れるようにしてほしい。また、違った考えの人、それから若い人にも配慮して入れるようなことをしてほしいという私の質問に対しまして、市長が、これは市長が答えてくださっているのですね。「私も議員時に質問したことがある。『会長』と名がつく方があらゆる委員会や審議会に入っている。今後、任期時に総入れかえなどを含め考慮し、懇話会、審議会、市民会議などで幅広い方から御意見を聞けるようにしたい」というふうに答えてくださっているわけですけれども、実際に今どういうふうに配慮しているのか、また把握していることと、それからどのように取り組みをして、どのように変わったのかも、あれば言ってください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

各種の審議会、委員会等の調査は、毎年三月に行っております。平成十四年の三月の調査では、九十一の各種審議会、委員会の委員数、合計で二千三百六十七の、このうち、先ほどお話にありました兼務している方、五つ以上兼務している方は五十四名というような数字になっております。各種団体の長が職務指定となっている委員会がたくさんあるというような現状の中でございまして、それが女性の登用率等を下げている原因の一つになっているというのは確かなことだろうと思えます。そういうことから、調査時に私の方からも文書で、長の職務指定ではなく団体推薦という形の中で、その団体の中で個人に偏ることなく幅広い人材を出してほしい、また女性の積極的な推薦についてもお願いしたいというような文書を出して調査に当たっているのが現状であります。

○十一番（高橋美智子君） それで、数値としてどのように変わったのですかね。どういふふうに少し変化があったのですか。

○企画調整課長（安波照夫君） 先ほど言いましたように、文書等でお願いをしておりますけれども、なかなか数字的にあらわれてないというようなのが現状であります。

○十一番（高橋美智子君） いろんなことを私たちが議会で言っても、なかなかそれが進

まないという中、やはり議会で一度きちんとそういうふうを受けとめてくださったら、その努力をぜひしていただきたいと思うのです。なぜかといいますと、これは十二年度に私がもちろん言っていますけれども、野田議員も十四年には言っているのです。それから、私はたまたまこの間の議会のときには、時間が切れてその問題は出ませんでしたけれども、質問事項には挙げていました。ですから、そういうようなことを、いつも同じことを言っているわけですから、それをやっぱり受けとめてほしいのですよ。そういうのを私は、特に女性政策についてぜひ言わせてほしいと思っていることがあるのです。

別府市長は、いろいろいいことも言いますが、女性政策に限っては、私は本当を言って悪いけれども、全く理解ができてないというか、この間、三浦助役は、一生懸命努力しているというか、やっているというお話がありましたけれども、なぜかというと、私は八年前に、中村市政の中で一番……、ほかのことはわかりませんよ、中村さんのときに女性政策だけはすごいことをしているなと思ったのです、八年前に。そのときに女性の専管の窓口をきちんとつくっていました。そして、女性の人が一人いて、その人が一生懸命頑張っていました。この八年間どうですか。いろんなことを私は訴えて、いろんなことを言ってきました、議会に。ただそれがどういうふうになったかということ、結果は今の、昨年度からこの推進のやっとな実現ができた。これの間に六年もの期間が要ったのです。そして、その担当した方たちは大変私は気の毒でした。なぜかというと、その人たちだけにほとんどがしわ寄せが寄ったような仕方で、せつかくしようと思ったことができなかったという残念な、無念な気持ちでやめられた人もおりましたし、私は本当に残念だなというふうに思っているわけです。

そういう点から、せつかくこの推進室ができたのですから、真剣にやはり取り組んでいただきたい。そのために女性の行動プランもできましたね。中身を見たらわかると思うように、抽象論ばかり。具体的な数値なし。私は、やはりあのプランはもう少し、本当にいいものをつくらうと思えばいろんな知恵があっただろうと思います。そのために私たちは、各種でいろんな団体をつくってきて頑張ってきました。それが一つも生かされない。そういう市政を私は大変残念に思います。それで、一番最初に私は、井上市長になったときにそれを託しました。女性政策はいろんなことをやってくれるだろうと。そして、一番最初に市長にいろいろ女性のセンターとかつくっていただきたいとか、いろんな夢を持って、女性室をつくっていただきたいとか、それから各種委員会に登用していただきたいと、そういう要望を持ってまいりました。

そして、どうなったかということ、私たち各団体に書いた要望書が、一回市長は会ってくれたのです。そして皆さんの意見を聞くということでした。そのときに、ある女性たちが、悪いけど、もうこの団体の名前を書くのは消していただけないだろうか、と言う人たちが次々とあらわれました。それは何かということ、その要望書を出したことについて、なぜあ

あなたはこういうものをこういうところに出したのか、と言った人がいるのですよ。だから、本当は守秘義務でそういうことはできないのでしょうか。そういうことをやったのですよ。だから、この女性政策というのは、ああ、こんなことではもう絶対できないなというふうに私はある面では、女性問題についてはこういうことになるのではないかなという気持ちを持ちながら、今日に至った経過があります。そういうことを、もうここで答弁を言っても嫌だろうと思いますので、私はぜひ本当にそういう意味での女性政策を別府市がもうちょっと真剣にやっていたら、別府のまちは私は変わらなと思うのですよ。女性がこれだけ半分以上いて、そして女性が頑張っているでしょう。そういうのをなぜ生かしてくれませんか。そのための政策ではないのですか。それを私は言って、答えがもしいただけるなら、何か言ってください。

○ 助役（三浦義人君） お答えをいたします。

ただいま女性政策につきまして、いろいろと御指摘いただいたところでございます。私どもといたしましては、やはりこの世の中、男性と女性だけでございまして、決して女性をそういう形で否定をしているわけではございません。やはり女性は女性としての役割、また男性は男性としての役割があると同時に、両性ともやっぱり取り組まなければいけない点が多々あるわけでございます。そのようなことであらゆる機会、あらゆるまた審議会等におきましても、女性の社会進出のお願いをさせていただいております。そのような状況の策定をいたしておりますが、いかんせんこの今までの経緯の中でやはり女性に対して社会からいろいろな形で指導したりそれらを経験していただくというようなケースは若干少なかったのではなからうかというように思っております。

そこで、まず女性におきまして、これはもう男性も同じでございしますが、行政、いろいろ各種審議会等に参画をしていただくためには、やはり行政の基本的なことを理解していただくということが大事であろうというように思っております。そういう一環におきまして、御存じの、当時、女性を中心とした市政モニター等々、ここで市政の基本的なテーマを勉強させていただいております。恐らく私は、多くの女性がこれに参画をしていただいておりますし、基礎的な、それから行政の基礎的な知識等につきまして、相当充実をしてくれているのではなからうかというように思っております。今後は、やっぱりそのようなすばらしい人材を私どもも生かしていかなければいけないということは十分認識をいたしております。よその都市に比べましても決して遜色はないというように思っております。ただし、個々の問題につきましては、いろいろのケースでまた御提言等をいただきまして、私どももやっぱり前向きに取り組んでいかなければいけないというように思っております。常日ごろ私は申し上げますが、決して私、女性を敵にいたしておりません。私は女性の味方であり、女性とともに働きたいという意識はいつも変わりませんので、その点は御理解をさせていただきたいというふうに思っております。

○十一番（高橋美智子君） 三浦助役は大変理解があるということを示していただきましたけれども、市長も今度はいつ会えるかわかりませんが、そのときはそれをまず第一の課題に言っていただけるような市長を望みたいと思います。

それで、市長が人づくりというお話をされましたね、人づくりはまちづくりだという。前の一般質問にも、パートナーシップとして市民の意見を聞いて一緒にやっていくという大変いいお話をされたのですけれども、その前に例えば八日ですね、海岸整備の計画で国土省の直轄のシンポジウムがありましたですね。市長もごあいさつをされました。そして、大変今、餅ヶ浜、上人ヶ浜、北浜地区の海岸整備についてのワークショップの報告もありました。実際にこの直轄の仕事でも今、本当に随分変わってきているといたしますか、国土交通省は、これは本当に多くの人たちの意見を聞くために旧建設省ですね、都市局長の通達がされたときに、住民の意向調査とか、それから周知など必要な措置をするということで、例えば地区別に関係住民に対してあらかじめ原案などを示し、十分に説明しつつ意見を求める。これを積み上げて案を作成するものとし、この場合、公聴会、説明会の開催、広報車、パンフレットの活用、アンケートの実施を適宜行くと、こういうふうな住民参加を促したのが、逆に言えば国の通達という大変おもしろいというか、皮肉といたしますか、現象だったのですが、私は、この海岸シンポジウムについて大変いろんな人たちがいい提言をされたと思うのです。その中でやはり別府市は別府市のいろんなことをやらなければいけない。それには別府市がする人づくり、人づくりをまずみんなで、まちをつくるためには人づくりだと、そういうふうなお話もありました。

そして、これを実際に私も、餅ヶ浜のシンポジウムに入れさせていただいたのです、一番最初のときに。そして、そのときに関係の人たちは県それから国、それから市の人たちも担当課の方が来ていました。その人たちは、本当にやっぱり一生懸命、皆さんを公募しようとして一生懸命、新聞にも出したのですね。ところが、別府市はどっちかというところ公募なんか余りしたことないですね。ですから、公募になれてないから、そのことについて本当に行っているのかなという感じで、みんな疑心暗鬼で行ったのですよ。だから、どっちかというところ私たちの似たようなメンバーがたくさん行ったのです。そういうことがありまして、そのときにでもちゃんと都市計画の方たちは、人選もきちんと、何と云うか、やはり呼びかけもいろいろしたみたいですが、そして今度のような大きなシンポジウムがされたという。でも、具体的に言えばその三つの計画も、本当はたくさんの人たちが、その地域の関係者が行かなければいけないでしょう。ところが、余りそこに住んでいる方たちは多くないのですよね。本当はそんな人たちに別府市とすれば、人づくりはまちづくりと言うのだったら、その地区の人たちのアンケートをとったり、その地区の実態を調べたり、そういうすることがあったと思うのです。でも、一応国の直轄でそういうことをしているのです、それに今の段階としてやっていこうというお考えでここまでされたことは、

大変努力されているなと思いますけれども、どうも私が考えるには、何か別府市はどうしてこんなときにイニシアチブをとって頑張らんのかなと、そういうことを思うのですけれども、これについて何かお答えすることができる課がありましたら、言っていただきたいのですけれども。

○建設部長（由川盛登君） 先日のシンポジウムも私も参加いたしましたし、海岸の今整備をしております委員会の方にも私も委員として入っております。先ほどお話のように、国の直轄ということではありますが、別府市が今手を引いているという意味ではないのですが、国の方向づけ、別府市に整備される直轄の事業ですから、もちろん別府市も参画は当然でございますけれども、その背後にできる施設、それは別府市がどうすべきか、こういうことも含めてこれからは、大体方向づけができましたので、どんどんこれからは別府市も国・県と一緒に進めていかなければならない状態に今ついたのかなというふうに思っております。十五年度からは方向づけができますので、私どもも内部で協議会、別府市役所内部で横の連絡協議会をつくりまして、そしてまた住民のその地域の方々と、その背後はどうしたらいいのか、別府市としてしなければならない事業は何なのか、その辺もこれからじっくり取り組んでいかなければならないと思っております。

○市長（井上信幸君） この海岸整備の直轄事業ですが、高橋議員もその流れは御理解をいただいていると思います。これを引っ張るまでには、部課長初め大変な苦勞をいたしました。そして、県とも話し合いながら、一番難関でございました漁業補償の問題もクリアして、その上で国に十数回陳情をいたしました。すべて国のお金で向こう十年間やっていただく。百六十二億でございます。決まった後、私どもも県の担当課長さんを初め担当の皆さん方でしっかりと国土交通省の港湾局の関係の皆様方とお話をいたしました。もう別府市としては要望することはいっぱい言っているのです。そしてすり合わせをして、一応この線でということになっているわけです。そこに行くまでが大変だったのです。あとは国土交通省の主催で住民の御意見も聞きましょうと。そしてシンポジウムという形でのうですか、やりました。その前にもそれぞれの団体の長や、またいろんな方々とも話し合いをしております。私もこれにもう五回か六回出ておりますので、シンポジウムは、これはまた別な形の中で皆さん方の御意見を聞くという、こういうことでございます。なかなか言うはやすしで行うはがたしで、大変難しいことがたくさんあります。この辺もひとつ御理解をいただいて、ひとつ前向きに我々も取り組んでいきますし、海岸整備ができることが、何よりも我々の大目的でございます。

熱海の例を申しますと、熱海は、当初五十億でたしか六年前にやったのですね。そうしたら、熱海市は六分の一負担をさせられているのです、六分の一。また追加で二十億の工事をやったら、これも六分の一追加、地元負担。おかげで別府は、地元負担一銭もなしであります。これ、六分の一地元負担したときには幾らかかりましょうか。二十七、八億は

出さなければなりません、これも出さないで済んだということは、税金のむだ遣いをせんで済んだ、こういうことになろうかと思しますので、どうぞひとつ深い御理解をいただければと思います。

○十一番（高橋美智子君） ごめんなさい、時間がなくなりましたので、ちょっと三十人以下学級の問題についてお伺いします。

きょう、県の方は県議会の方でこの三十人以下学級の編制に向けての請願書を出して、どうなっているかということとはちょっとわからないのですが、これは教育に携わる人たちが、希望するすべての子供が地域で豊かな教育を受けることができるために、三十人以下学級に向けてのお願いということでそういう要望をしたわけでございます。それで、自民党の議員会長さんも紹介者になっておられてこの要望書を出されているようです。でも、私たちは今までずっと長い間この運動をしてきました。大体県単費でするものでありますから、県教委にいろいろ私たちは交渉を続けて毎年やってまいりました。今度県で、例えばできなくなるというふうな結論になるかもしれませんが、これが実際に教育予算が、この法改正があって、これは市町村でもできるわけですから、どれぐらいかかるのか、大体の試算をですね。無理なものなのか、そういうことをちょっと教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

平成十五年二月一日現在の児童数の調査結果から、小学校を仮に一年生にすべて三十人以下の学級を導入した場合、八学級がふえまして、教員八名が必要となります。それに伴います経費でございますが、すべて臨時講師の場合、新卒の給与の月額で試算してみますと、およそ二千万円が必要となります。正規教員で充てた場合でございますが、平均年齢四十一・一歳の給与の月額で試算してみますと、およそ四千二百万円が必要となります。

○十一番（高橋美智子君） 今ちょっとわかりづらかったかと思うのですが、三十人以下の学級で、本当は全部ではなくて、私が要望したのは、せめて小学校の一年生だけでもできないかという御相談です。今、それに対して課長さんが答えていただいたのですけれども、なぜ私が小学校一年生だけのことでぜひ実現をしていただきたいかということは、今、別府市のいろいろ低年齢化の子供たちの問題がたくさんあるのですね。実際にこれはいろんな規模のいろんなところ、園とか施設から子供たちが初めて一緒になるところで、むしろ集団になれてないといえますか、そういうようなことがいろんな弊害もあっているわけです。今の子供さんはどっちかという多様性、いろんな個性があるという言い方をしますけれども、心身に問題を抱えた子供たちが増加している傾向にあるわけです。低学年齢化しています。だから、多動性の子供が一人でもいれば本当に大変な状態なのです。四十人の子供の中に一人でもそういう子供がいたら大変な状態で苦労されているわけです。

それと、今度別府市は特に外国の子供さんたちも入ってきているというようなこともあります。それと、一番大きな、私は、ほかの市町村にないのは、いつもそう思っていた

のですが、よく別府の教育はこういう問題を起こさないなというぐらい、本当に小学校のいろんな問題事例が上がってきたときに、一方の親で育てているというか、母親であったり、それが父親であったり、それで母子と申しますか、そういう家庭が大変多いのです。これは、その調査がありませんけれども、たぶん全国的にも私は一番多いのではないかと思います。そういう中で子供さんを育てるのは大変苦労して、先生たちと御相談をしながらいろんな問題を抱えております。それで、せめて今、教育、いろんな経済が大変なときに、教育問題で一番何が大事かといったら、小さいときに、一番大事なときにそういう問題のことをやはり解決できるような、少しでもできるような手助けをやっぱり教育はしていただきたいなというふうに思っているわけです。

それで、これは全国的にこの運動をされていて、県の方には、ここにおられた石川助役が、今は教育長になっていきますけれども、この教育長に、国に対して第七次の定数改善の早期要求を国に対して要望も出していただいたわけです。知事とか教育長、それから県議会と議長さんたちの交渉もして、皆さんの理解は、やはりこれは本当にしたいのだと。したいけれども、予算の問題ですね、これが伴わないと。今度は、今県で、今議会であっていますから、それができればいいですけども、私は難しいかなというふうに思っていますが、もしできなかつたら、別府市は、今一学年というのは数も少なくなっていますし、少子化にだんだんなっていますから、だんだんと一年生の学級も少なくなってくると思うのです。だから、そう大した予算ではないのではないかと私は思うのですけれども、このことについて何かもう少し教育の方で考えがありましたら、教育長、御答弁していただけますかね。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

前の議会でもお答えしましたけれども、文部科学省の方は、三十人学級が、これまでよいという調査とか研究はしたことがないということで、昨年の全国の都市教育長会のときでも、そういう少人数でお願いしたいというのが、いろんなところから出てくるのですけれども、文部科学省の方は、それをする気はないと、こう言っております。確かに言われてみれば、私もなるほどなというところがあるのですが、例えば三十人学級にしますと、一年生なら一年生が三十一人となりますね。三十一人になったら十五人と十六人になるわけですね、一クラスが。十五人になったときに、例えば男子が七人、女子が八人と、こうなるわけです。そういうふうになっていったときに、例えば集団で体育の授業をしたりとかそういうときに果たしてうまくいくのかどうかとかいうようなことも、問題も起こってきます。現実に大分県下でも非常に人数が少なくなっている学校もあります。そういう学校で私も教育行政に携わったことがありますけれども、人数が非常に少なくなってくると、一番問題になるのは、非常に活気がなくなると申します、子供たちが。そこらあたりが大変問題だなという気がありますが、全国の都市教育長会では、何とか人数の少ないそうい

う学級を実現してほしいということは文部省にも申し入れておりますが、ただ、一つの学級を三十人以下の学級にするというよりも、今国も県も、チームティーチングといって少人数指導ですね。人数の少ないやつで、例えば教科によってちょっと膨らませてやった方がいい教科とか、あるいはそれはちょっと少なくした方がいい教科とかいうのを、そういうのを見ながら少人数の指導ということで、今力を入れております。

私どもも、今ちょうど人事の時期ですけれども、県の方をお願いして、できるだけそういう少人数の先生方を確保するよというところで県とは交渉しているところでございます。だから、全国的な組織としては三十人学級というのはお願いしておりますけれども、私も三十人がいいというのはなかなか踏み切れないというのが現実でございます。

○十一番（高橋美智子君） 教育長さんは、少人数学級、三十人以下学級に反対なのですか。何かよくわからないのですね、言っていることが。それで、教科で少なくてしたら効果的なことは、いいところもあります。それはもうわかっています。それから、競技というか、いろんなことをするときには人数がある程度なければいけないということ、そんなことはわかります。今、学級数の問題を言っているわけですよ。小学校一年生の学級数を今は三十人以下にした方が、いろんな問題を解決できるのではないかということに対して、ただ一般論を言っているわけではないのですから、別府市の実態を見てどうなのかというお答えをください。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、十一番議員さんがおっしゃっていましたが、人数が例えば三十人学級で、一つの学級が三十人という意味でしょう。だから二十九人でも同じだと思いますが、例えば二十八でもいいと思いますが、その場合、例えば大変効果が上がったとか、そういうのがはっきりしてくれば、私も大いに賛成してきますが、なかなかそこらあたりが見えないので、何か少ないといいのではないかなという感じはするのです。感じはするのですが、先ほど言ったように、経費も非常にかかるということになってくると、果たしてそれがいいのかどうかというのは、私は、ほかの例を見ながらそういうのがよいということになったら、大いにそれは大賛成していきますが、感じとしては何かいいのではないかなという気がするのですが、果たしてそれが絶対いいというところまで行けるかどうかというのは、ちょっと私も自信がありません。

○十一番（高橋美智子君） これ、冗談ではないと私は言いたいのですね。学校教育改善の方向に、学校適正化規模について、これは三年間やっているのですよね、別府市が。そしてどういう学級の数がいいかというのも大体わかっているでしょう。それで、私はただ、教育長さんがそんなことをおっしゃるのはおかしいと思ったのは、教育長も海外派遣でメキシコに行かれましたよね。世界の様子なんかもわかると思うのですけれども、いろんな世界の国で三十人以下学級の実現をしているところがほとんどなのですね。先進国ですね。

そして、どういうふうに効率的になっているかということは、たぶん世界の中ではわかっていると思います。なぜ日本の中でやってないかということ、日本ではそういうモデルがないからですよ。今やっと市町村がそれに取りかかって少しずつの効果を、こういう問題があるからという実績を上げているのですよ。だから、それをあなたがやる気があるかないか。別府市のことを考えたときに、せめて、今ちょっと予算をはじいていただいたら二千万から四千万ですか、それぐらいのが例えば百五億ぐらいの基金があって、それを教育予算に振り向けるほどないのか。それとも教育長としては、あなたはどういうふうに思っただらっしゃるのか。したいと思っているのか、そういうことをちょっともう一回聞きますけれども。

○教育長（山田俊秀君） 先ほど、何か海外の云々と言っておりましたけれども、私も確かに海外で三年間生活しましたが、海外で私が最近一番新しいのが、五年前に教育事情視察ということでヨーロッパに行ってきましたけれども、大体二十人から二十五人学級が多いようです、俗に言う先進国というのが。そういうところを見てきますと、二十人学級とか、あるいは二十五人学級のとき、ちょうど四十を割れば二十になるわけですね。三十を割れば十五になるわけですが、例えば田舎の方の――大分県です――田舎の方の学校で十五人学級とか十人学級とかたくさんあります。そこが大変すばらしいというのがはっきりすれば、私も大いにそれは取り組んでいかなければならぬと思いますけれども、現実にはそこまで私は、ああ、すばらしいというのをまだ見たことがないので、よその学校で確かに、ああ、すばらしいなということになれば、私も大いにそれは賛成してきますけれども、先ほどから言いますように、雰囲気としては大変何か少ないほどいいのではないかなという感じがするのですが、絶対これは少人数、例えば十五人がいいとかいうのが、なかなか私は、今後また研究していかなければならないと思いますけれども、私自身はそういう気持ちがしております。ただ、全国の都市教育長会議なんかでは、できるだけ人数の少ない学級をふやしてほしいということは要望しておりますから、私もまたその一員ですから、その要望の中には入っておりますけれども、なかなかはっきり自分でこうだというのが、今後さらに研究をさせていただきたいと思います。

○十一番（高橋美智子君） ちょっと、国とか県とかが言っているから、一応それは要求すると。県もそういうふうになりたいと言っているからしますと。あるところがいいモデルができて、そしてこういう結果が出たから、そうしたらやりますと、そういうことなのですかね。（発言する者あり）そういうことであれば、別に教育長の独自性なんか聞かないのですよ。別府市にとってこういう問題があるから、今一番そういう大事なときに、今こそかけなければいけないのではないかと、特に今こういう皆さんのいろんなことでみんなの機運が高まっているといえますか、そういうところで市町村でもやっている、そういう中で特に別府市はこういうことを手がけるべきではないか、それについてどう思われるか、

それを聞いたのですね。ところが余り、どうでもいいとは言いませんけれども、何か見ていい結果が出たらそれは考えましょうでは、私はちょっとそれは、教育に携わる人としてちょっと残念な気がします。ですから、もう少しそれは、その中に言われたいものは何か私あると思う。

きょう、私は本当に失礼なことをしたと思っているのは、一般質問の項目の中に、質問する中の項目がなかったものもあるのです、確かに。それは打ち合わせをして、私はこれはぜひ議会でも、もう本当にこれはある面ではやめていただきたいと思うのは、議会質問を聞く。「何を言いますか」。それを回答をこういうふうに持ってくる。で、「回答、このとおり聞いてくださいよ」と、こういうようなことを……（発言する者あり）、そういう、だから……、（発言する者あり）いや、だから人によってそうかもしれませんよ。だけれども、それはないなら結構です。だけれども、私の場合にはありました。ですから、こういうことはやはりその中で、それでもなおかつ私は違う質問をしました。でも、ちゃんと答えていただきました。ですから、いいのです。だから、それと同じようにきちんとこの問題も、もうそこだけで終わりというのではなくて、やはり私はここの議会の場は議論の場にやはりしていただきたい。そしてみんなに考えていただく場ということを、私、もうこれで最後になるかもわかりませんので、議会のそういうことをぜひ天下国家を語るよりも、私たちの足元のちゃんと別府市を、きちんとやっぱり締めていただきたい、そういうお願いをしておきます。（拍手）

○議長（首藤 正君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時 四十分 散会